

「学校にローアンの風を」連続講座 第3講

2012年8月25日

A : 安全衛生委員会の進め方

村上 剛志

13時～13時50分

〔質問 休憩〕

14時10分〕

B : 学校の安全衛生の実際

杉本 正男 (埼玉県川口市での取り組み)

14時10分～15時

〔質問

～15時15分〕

大里総一郎 (埼玉県越谷市での取り組み)

15時15分～16時

〔質問

16時10分〕

佐々木 弘子 (東京都豊島区の取り組み・都教組の取り組み)

16時10分～16時50分

〔質問

17時〕

閉会 17時

Q. 1 事業者 = 教員 就労衛生を設けている

文科省のリーフレットにはおけ落している。解釈がつかいと言われている。

→ 50人以下は企業外になる。事業者が設ける。全社員の編入される

2. 月1回以上、時間内、常使同数と言えぬ

→ (841. 発 602号)

おけ落している。おけ落している

事業者の責任が果されていることになる

Q. 3 設置をしない事業場 - 月1回以上の規定の報告があるか

→ ^{差支} 602号に準じた取扱い。回数に合う合、て
おけ落。回数、場所、等

第3講 B 「安全衛生委員会の進め方」

〔財〕東京社会医学研究センター
理事 村上剛志

1、教育の基盤 教員の安全と健康を守ることが第一

2、学校は労働安全衛生法（昭和47年労働基準法から分離独立し体系化された）が適用される（労働安全衛生法第1条 目的）

＊「職場における労働者の安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成を促進すること」

「学校は労働法が適用されない」といふ誤解があるが、人ではない

3、労働安全衛生法の大事なところ

事業者責任（20条～25条）の明確化 安全配慮義務（65条の3 作業の管理）
快適環境形成促進（71条の2 事業者の講ずる措置） 罰則

4、安全衛生委員会の法的根拠

（労安法17条・18条 罰金） 安全衛生規則23条

50人以下の事業所（安全衛生規則23条の2）

審議事項（安全衛生規則21条・22条）

周知徹底（安全衛生規則23条）

＊2006年労安法改正で重要なところ

安全衛生委員会の運営（別紙）

5、最近の主な通達・指針

2000年8月「事業場における心の健康づくりのための指針」（2006年改定）

2001年4月「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準

2002年2月「過重労働による健康障害防止の総合対策について」（面接指導）

（50人以下でも面接指導・残業時間の把握・産業医の選任は必須）

2002年4月「新VDT作業ガイドライン」

2004年8月「心の健康で休業した労働者の職場復帰の手引」（2010年改定）

安全衛生委員会でこれらの通達・指針の内容を審議することが重要

6、全国で学校のローアン活動がすすんできた

（安全衛生委員会の設置と対策 過重労働対策要綱の作成 労働時間の把握と面接指導

35人学級編成 ノー残業デー 早稲田大学 一橋大学 中央大学 京都教育委員会

愛知は平均開催9・7回 過重労働対策（兵庫） 職場復帰ルール（京都）

7、学校の安全衛生管理体制の確立が決定的に重要

1）安全衛生委員会 産業医 衛生管理者 衛生推進者の役割を再確認

事務所衛生基準規則 職場点検（安全対策 職場巡視）

職場パトロール（チェックリスト）

2）安全衛生委員会（月1回以上 時間内 労使同数 過半数決定しない）

3）基本は現場で働いている人の意見を反映させて職場の改善を図る（23条の2）

4）計画 実行 評価 改善

Plan Do Check Act （PDCAサイクル）

5) 安全衛生 3 管理

作業管理（過重労働対策 安全衛生委員会の審議事項）

作業環境管理（設備・施設 照明 休憩室 パソコン 更衣室 冷暖房 昆虫）

＊快適環境形成指針 事務所衛生基準規則

健康管理（健康診断 結果の分析と対策 健診項目 事後措置 腰痛対策）

＊メンタルヘルス対策（安全衛生委員会の審議事項）

安全衛生教育（メンタルヘルスの研修 カウンセラーの配置 初任者研修）

6) 1 年間の審議事項の計画づくり

7) リスクアセスメントをやってみよう（職場の危険探しアンケートをやってみよう）

8、安全と健康は学校の根幹

健康と安全は一人一人が生きていく、人間として活動する基本条件

＊最後にもう一度 安全衛生委員会の機能を充実させて取り組んでください

＊略歴 元新聞労連労働安全衛生部長・信州大学経済学部講師（国際関係社会政策プロジェクト）東京労働局労災防止指導員

安全衛生委員会の活性化で メンタルヘルス対策の推進を

村上剛志*

昨年来、労働者のメンタルヘルス対策についての厚生労働省の検討会報告書が下欄の表1のようにあいついで出されています。

これは、労働者の心の健康の問題が深刻であり、その上に、13年連続で自殺者が3万人を超えている実態があり、早急にその対策に手をうつ必要があるからです。これらのメンタルヘルス問題の原因は、職場での良好な人間関係を破壊した1995年の経団連の「新時代の日本型経営」の提言による成果主義賃金の拡大と、世界に例をみないわが国の長時間労働そのものにあります。また、「構造改革・規制緩和」による労働者派遣法の改悪での労働者の連帯感の喪失もあります。したがって、メンタルヘルス問題の基本的な解決はこれらの原因を社会で一掃することがまず第一に重要です。

長時間労働によって、うつ症状のリスクも増加

厚労省はこれらのメンタルヘルス検討会報告書に先立って、過重労働対策の基準である週労働時間と健康リスクとの関連について、2007年に調査を行っています。

厚労省の調査は、総務省「労働力調査」の性・年令・産業構成比を合わせた20才～59才の労働者5000人を対象にした調査で、その調査結果を図1に示します。

この調査によると、週労働時間が「35時間～40時間」を基準とした(1.0)場合の「短時間睡眠」「高疲労」「昼間の過度な眠気」「うつ症状」の度合いについて、週労働時間が「51～60時間」では「短時間睡眠」「高疲労」「眠気」のリスクが各々、2.4倍、1.9倍、1.7倍と有意に増加していること、さらに「66～70時間」の週労働時間では、

2000年8月	「労働者の心の健康の保持促進のための指針」(2006年3月改定)
2001年2月	「過重労働による健康障害防止のための総合対策」(2006年3月改定)
2001年4月	「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」
2004年10月	「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き」 (2010年4月改定)
2010年9月	「職場におけるメンタルヘルス対策検討会報告書」
2010年11月	「事業場における産業保健活動の拡充に関する検討会報告書」
2010年12月	「労働政策審議会建議 今後の職場における安全衛生対策 職場におけるメンタルヘルス対策の推進」

表1 最近のメンタルヘルス関係の厚生労働省の通達指針と検討会報告書

*東京社会医学研究センター理事
〒170-0005 豊島区南大塚2-40-9

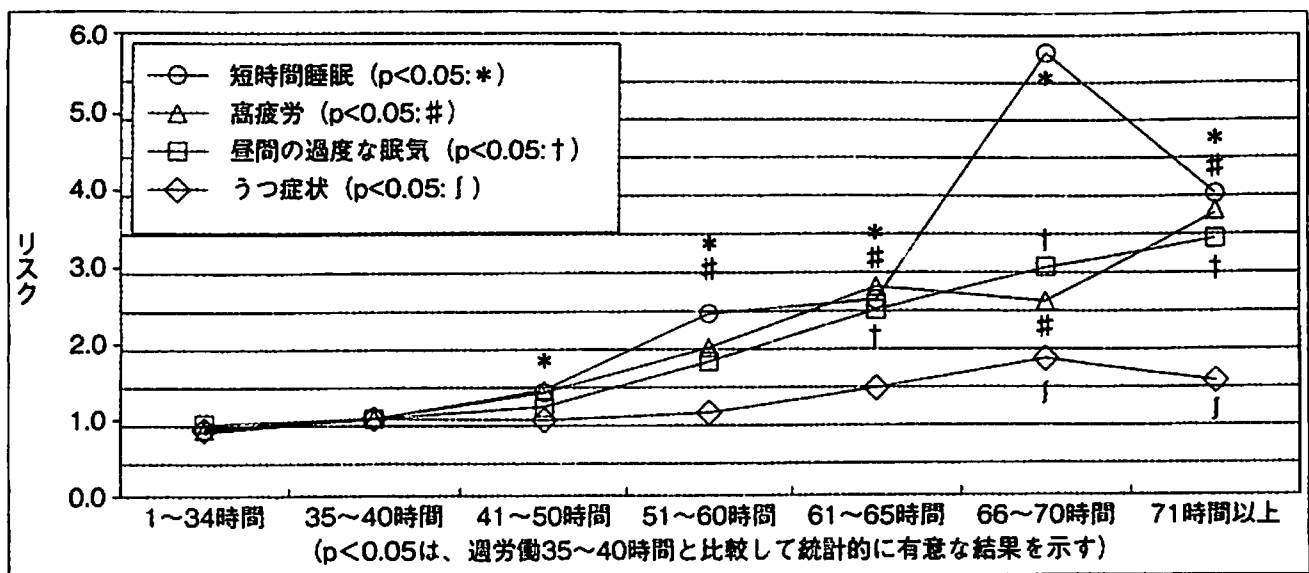


図1 過労働時間と健康リスクとの関連 (厚労省)

「うつ症状」が2.0倍に有意に増加していることが明らかとなったと報告されています。

2009年の総務省の労働力調査の「週間就業時間別非農林業雇用者数」によると、週の労働時間が60時間以上の雇用者は491万人（男性419万人、女性72万人）、週49～59時間以上の雇用者は715万人（男性552万人、女性163万人）、週49時間以上の雇用者は、1205万人となっています。こうした長時間労働者の割合は、図2のように欧州諸国と比較して、5倍以上に達しています。

したがって、メンタルヘルス対策を検討する場合は、何よりも長時間労働を解消していく視点が重要です。

本稿では、表1に示すようにこの間出された厚労省の通達指針の中で、とくにメンタルヘルス対策としての安全衛生活動、安全衛生委員会での活用に関心を当て、取り組みの課題を提起したいと思います。

第1に重要なのは、これまで出されている厚労省の心の健康保持増進の通達指針の活用を職場や労働組合で進めることです。まずそれらの活用にあたって、通達・指針の位置づけを確認しておきましょう。

安全衛生活動で重要な通達・指針の活用

労働安全衛生法は1972（昭和47）年に制定さ

れ同時に旧来からあった省令である労働安全衛生規則や予防規則も、同年発令の省令として位置づけられました。

労働安全衛生法（以下労安法）は全体で123条で構成されていますが、制定以降の技術革新や労働態様の変化に対応できないところがあるため、厚生労働省は、その時どきの重要な国の施策として通達や指針で労働安全衛生法を補完しています。

指針については労安法では「技術上の指針」「健康診断」「健康の保持増進」として、つぎのように明確に位置づけられています。

1. 技術上の指針

「技術上の指針」は、労安法第28条にあるもので次のように規定されています。

「厚生労働大臣は第20条から第25条まで及び第25条の2第1項の規定により事業者が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るため必要な業種又は作業ごとの技術上の指針を公表するものとする」。

「3 厚生労働大臣は、次の化学物質で厚生労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う事業者が当該化学物質による労働者の健康障害を防止するための指針を公表するものとする」。

2. 健康診断の指針

「健康診断の指針」は労安法66条の5で、「3 厚生労働大臣は、前項の規定により事業者が講ず

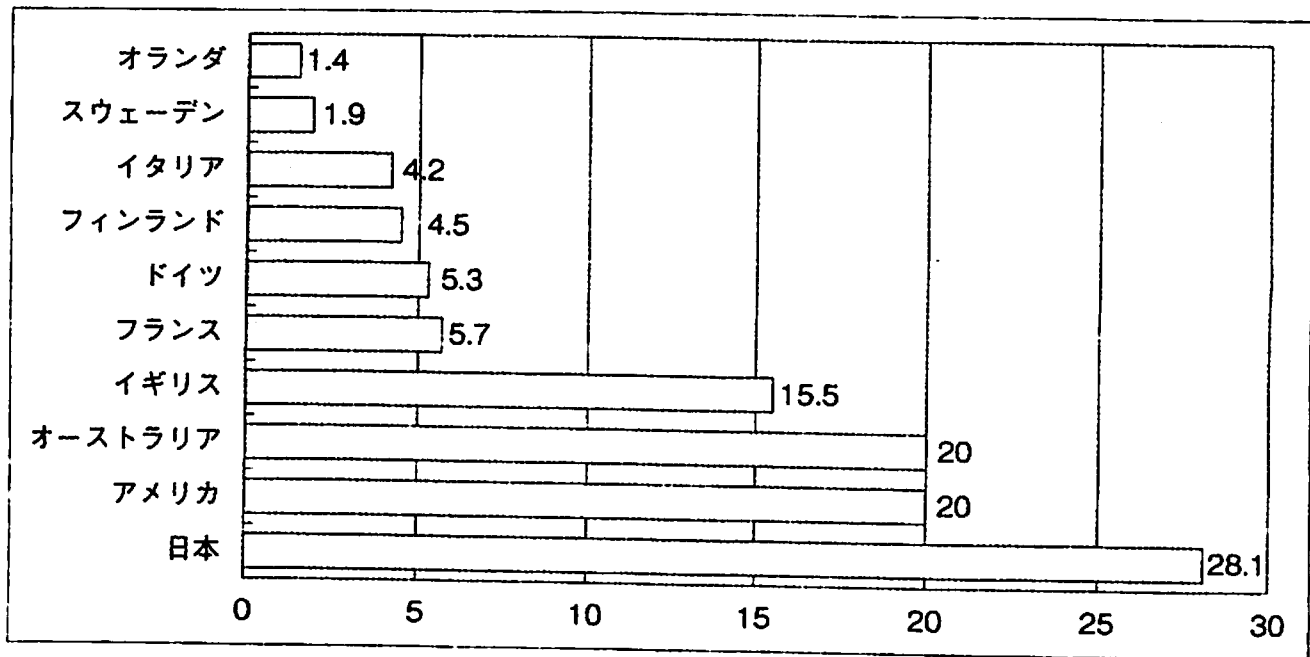


図2 先進諸国における長時間労働者の割合（週50時間以上働く労働者の割合：％）（厚労省）

べき措置の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする」と規定されています。

3. 健康の保持増進のための指針

「健康の保持増進のための指針」は、労安法第70条の2で「厚生労働大臣は、第69条第1項の事業者が講ずべき健康の保持増進のための措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るための必要な指針を公表するものである」と規定されています。

このように労安法に明確に位置づけられているにもかかわらず、以前は事業者が「指針は法律でないから守らなくてもいい」と言っていたことが多く見うけられました。前述したように指針は労安法と一体のものとして明確に位置づけられています。

2006年3月31日に出された「労働者の心の健康の保持増進のための指針」では、「労安法第70条の2第1項の規定に基づき同法第69条第1項の措置の適切かつ有効な実施を図るための指針として」と明記されるなど、指針は労安法にもとづくものとして規定されています。

したがって労働者・労働組合は通達指針を労安法と同じように活用することが重要です。

安全衛生委員会での活用

これらの通達・指針では、安全衛生委員会においてメンタルヘルス対策・長時間残業者の面接指導・メンタルヘルスの職場復帰についてつぎのように調査審議を強く求めています。

まず、労働安全衛生規則での衛生委員会の規定を確認しておきましょう。

1. 衛生委員会の審議事項

過重労働防止対策とメンタルヘルス対策は労働安全衛生規則22条の9項と10項に明記されています。

したがってこの規定にもとづいて「過重労働防止対策の樹立」と「メンタルヘルス対策の樹立」を衛生委員会で継続的に審議し対策を講じていくことが必要です。

（衛生委員会の付議事項）

第22条 法第18条第1項第4号の労働者の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項には、次の事項が含まれるものとする。

- 1 衛生に関する規定の作成に関すること。
- 2 法第28条の2第1項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置のうち、衛生に係るものに関すること。

新しくつけ加えられた項目

- ③ 安全衛生に関する計画（衛生に係る部分に限る。）の作成、実施、評価及び改善に関すること。
- 4 衛生教育の実施計画の作成に関すること。
- 5 法第57条の3第1項及び第57条の4第1項の規定により行われる有害性の調査並びにその結果に対する対策の樹立に関すること。
- 6 法第65条第1項又は第5項の規定により行われる作業環境測定の結果及びその結果の評価に基づく対策の樹立に関すること。
- 7 定期に行われる健康診断、法第66条第4項の規定による指示を受けて行われる臨時の健康診断、法第66条の2の自ら受けた健康診断及び法に基づく他の省令の規定に基づいて行われる医師の診断、診察又は処置の結果並びにその結果に対する対策の樹立に関すること。
- 8 労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置の実施計画の作成に関すること。
- ⑨ 長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること。
- ⑩ 労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関すること。
- 11 厚生労働大臣、都道府県労働局長、労働基準監督署長、労働基準監督官又は労働衛生専門官から文書により命令、指示、勧告又は指導を受けた事項のうち、労働者の健康障害の防止に関すること。

これらの衛生委員会は、月1回以上の開催が義務づけられ、労働者に周知させなければならないと規定されている。

（委員会の会議）

第23条 事業者は、安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会（以下、「委員会」という。）を毎月1回以上開催するようにしなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員会が決める。
- 3 事業者は、委員会の開催の都度、遅滞なく、委員会における議事の概要を次に掲げるい

ずれかの方法によつて労働者に周知させなければならない。

- 一 常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けること。
- 二 書面を労働者に交付すること。
- 三 磁気テープ、磁気ディスクその他これらの準ずる物に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。
- 4 事業者は、委員会における議事で重要なものに係る記録を作成して、これを3年間保存しなければならない。

（関係労働者の意見の聴取）

第23条の2 委員会を設けている事業者以外の事業者は、安全又は衛生に関する事項について、関係労働者の意見を聴くための機会を設けるようにしなければならない。

2. 心の健康指針づくりでの衛生委員会の審議

こうした労働安全衛生規則とともに、2000年8月の「心の健康づくり指針」（2006年3月に改定）では、次のようにメンタルヘルス問題について衛生委員会で審議し、解決のための基本的計画を策定することを求めています。

「メンタルヘルスケアは中長期的視点に立って継続的かつ計画的に行われるようにすることが重要である。このため事業者は、衛生委員会等において調査審議し（中略）その問題点を解決する具体的な方法等についての基本的な計画を各々の事業場の実態と必要性に応じて策定すること」。

したがってメンタルヘルス対策について衛生委員会で、基本的な計画を策定することが重要となっているのです。

3. 長時間残業者の面接指導での衛生委員会の審議

2006年の労働安全衛生法改正では、長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導（規則52条2～52条の8）が規定され、残業時間が100時間以上者の面接指導の実施をはじめ、80時間を超えるものに実施努力、45時間以上者の面接指導措置を講ずることとなりました。

これらの具体的な進め方について、2006年3月17日に発せられた「過重労働による健康障害防止のための総合対策」では、「面接指導を実施するための手続き」としてつぎのように衛生委員会で調査審議することを義務づけています。

(ア) 事業者はアの面接指導等を適切に実施するために、衛生委員会等において、以下の事項について調査審議を行うものとする。
また、この結果に基づく必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 面接指導等の実施方法及び実施体制に関すること
- (2) 面接指導等の申出が適切に行われるための環境整備に関すること
- (3) 面接指導等の申出を行ったことにより当該労働者に対して不利益な取扱いが行われることのないようにするための対策に関すること
- (4) アの(ア)の(2)から(4)までに該当する者、その他の者について面接指導等を実施する場合における事業場で定める必要な措置に関すること
- (5) 事業場における長時間労働者による健康障害防止対策の労働者への周知に関すること

したがって具体的な面接指導の実施方法については以上のように衛生委員会で審議することとされました。また、17頁の表1にあるように昨年出されている各検討会報告書では、メンタルヘルスの面接指導を「新たな枠組み」として導入を企図しており、メンタルヘルス不全の面接指導についても長時間労働者の面接指導と同様に衛生委員会でその環境整備について審議することが重要となりました。(資料90頁参照)

4. 休業した労働者の職場復帰での衛生委員会で の審議

こうしたメンタルヘルス問題での課題として、とくに職場で問題になっていることとして休業者の職場復帰の問題があります。この問題については2010年3月の改定での「心の健康により休業した労働者の職場復帰支援の手引き」が出されています。

「手引き」については資料48頁に紹介されていますが、同「手引き」では、職場復帰にあたって、職場復帰支援の流れを第1ステップから第5ステップに区分し解説しています。この復帰にあたって衛生委員会の審議が次のように重要だと「手引き」は指摘しています。

「心の健康問題で休業している労働者が円滑に職場復帰するためには、職場復帰プログラムの策定や関連規定の整備等により、休業から復職までの流れをあらかじめ明確にしておくことが必要です。手引きでは、実際の職場復帰にあたり、事業者が行う職場復帰支援の内容を総合的に示しています。事業者はこれを参考にしながら、衛生委員会等において調査審議し、職場復帰支援に関する体制を整備ルール化し、教育の実施等により労働者の周知を図っていきましょう。」

以上のように、これらの通達指針では「過重労働対策の樹立」や「メンタルヘルス対策の樹立」とともに心の健康指針づくりや、休業者の職場復帰にあたって、衛生委員会の審議と活用がきわめて重要であると指摘しています。

したがって、これらの通達・指針にもとづいて、衛生委員会の審議を活性化させることが重要です。

長時間残業の限度基準と36協定

これらのメンタルヘルス不全の原因である長時間労働を規制するために、労働基準法では、36条で残業についての労働協定を結ぶことを義務付けています。(いわゆる36協定) この協定では次のように36協定の基準を示しています。

- ①時間外又は休日の労働をさせる必要のある具体的な事由
- ②対象労働者の業務、人数
- ③1日についての延長時間のほか、1日を超え3カ月以内の期間及び1年間についての延長時間
- ④休日労働を行う日とその始業・終業時刻
- ⑤有効期間

そして、時間外労働の限度に関する基準については、表2のように、1カ月45時間・1年間360時間の厚生労働省告示を出しています。

表2 時間外労働の限度に関する基準

延長時間は、次の表の左の欄の「期間」の区分に応じて、右の欄の「限度時間」を超えないものとしなければなりません。

一般労働者の場合		対象期間が3か月を超える1年単位の 変形労働時間制の対象者の場合	
期間	限度時間	期間	限度時間
1週間	15時間	1週間	14時間
2週間	27時間	2週間	25時間
4週間	43時間	4週間	40時間
1か月	45時間	1か月	42時間
2か月	81時間	2か月	75時間
3か月	120時間	3か月	110時間
1年間	360時間	1年間	320時間

しかし、最近の過労死、過労自殺での裁判事例を見ると、この基準をオーバーする法外の残業時間が労使の名で届け出され、しかも労働基準監督署が受理している実態も報告されています。

労働者と労働組合が、長時間労働がメンタルヘルス不全をはじめ脳心臓疾患の健康障害をもたらすことを学習するとともに、これらの原因についての規制の意識を強めることが重要です。さらに労働基準監督署の36協定受理にあたっての指導もきわめて重要です。

労働時間の把握が大前提

メンタルヘルス問題の原因である長時間労働を野放しにしないためには、職場での労働者の労働時間の把握が大前提となります。この課題では長い間労働安全衛生法が空白であった学校職場においても、教職員組合の労安活動の前進と2006年の労働安全衛生法の改正を機会に、文部科学省が、2007年12月に労働時間の把握と面接指導、労安体制の整備を全国の教育委員会に通知したことにより、各県教育委員会での過重労働対策要綱の作成や面接指導、衛生委員会での「過重労働対策の樹立」「メンタルヘルス対策の樹立」の審議が進んできました。

こうした中で、大阪府教育委員会は、大阪教組、大阪高教組の要請に対し2010年5月26日付で、

表3のように、各市町村教育委員会にあて、管理職たる学校長に、教員の労働時間の把握の義務があること、安全配慮義務があることを通知しました。

これと同様なことは、当然民間経営や地方自治体を問わず、全事業者が行っていかなければならないことです。事業者には労安法第1条の目的にあるように「労働者の安全と健康」を確保する義務があるのです。

すでに、冒頭から述べているように、メンタルヘルス問題の大きな要因は、長時間労働です。これをいかに解消していくかが、労働者・労働組合にとって重要な課題です。近年、高齢化とあいまって、認知症の問題が大きな社会的関心となっていますが、イギリスでは「長時間労働が中年期の認知症低下に関連する」という研究結果が発表されているのです。（「労働と医学」No.106 42頁参照）

在職中のメンタルヘルス問題、退職後の「認知症問題」は、今や労働者の健康を守る上では、大きな解決すべき課題となっています。メンタルヘルス問題の改善のために、通達指針の活用を図る安全衛生委員会の活性化はきわめて重要です。

そうした活動の中で、24頁にあるように「労働時間の適正管理」チェックリストを活用する取り組みが職場や労働組合に求められます。

(4) 安全衛生委員会

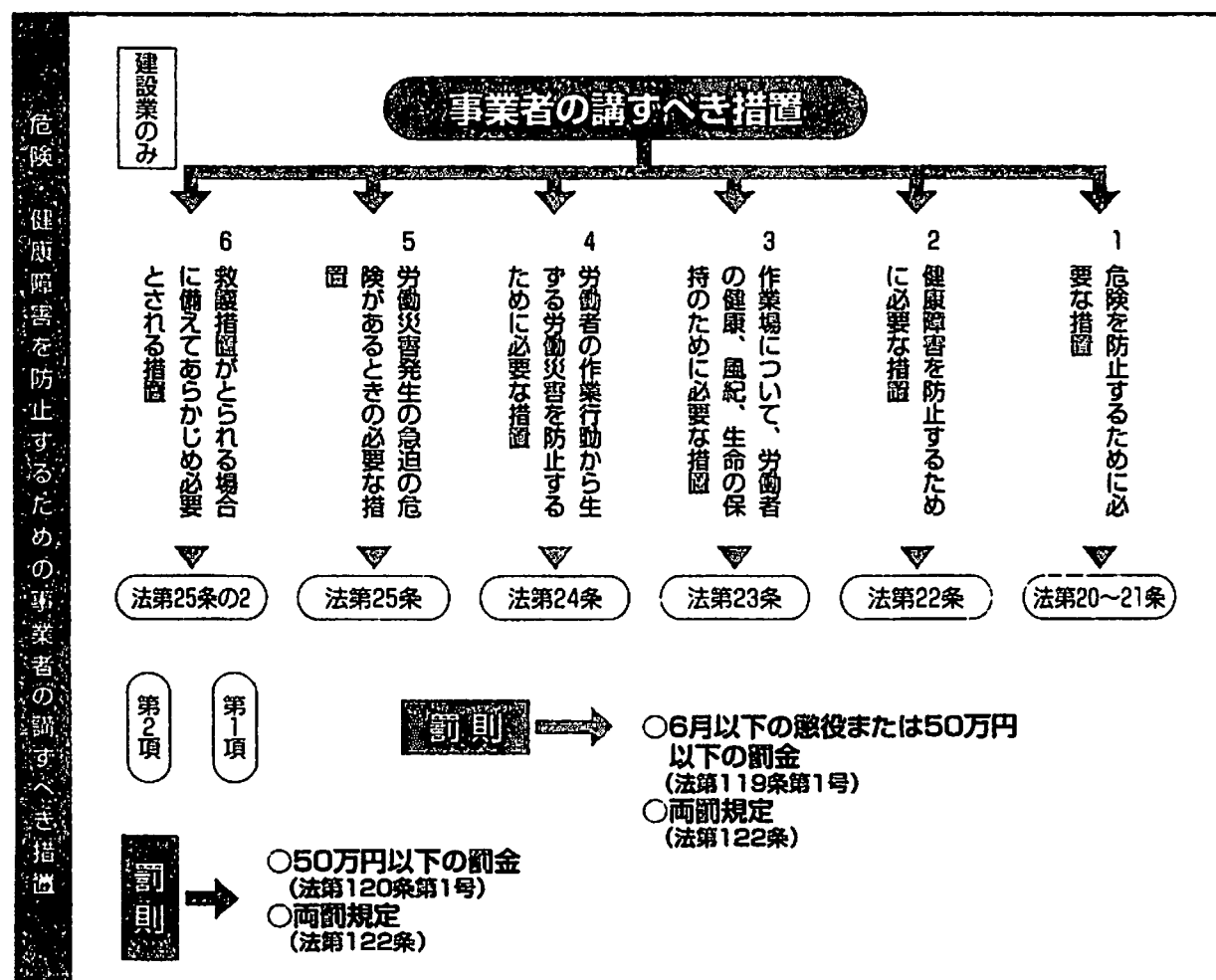
安全・衛生委員会	開催回数	毎月1回以上
	議 事	運営に必要な事項は委員会が自ら定める
	議事概要の労働者への周知	委員会における議事の概要を作業場の見やすい場所に掲示する等により、労働者に周知させなければならない。
	記録の保存	重要な議事内容は記録し、3年間保存しなければならない
	賃金の保障	会議の開催に要する時間は労働時間と解される
設置義務のない事業場		関係労働者の意見をきくため、安全または衛生の委員会の設置、職場懇談会の開催等の措置を講じなければならない

(安衛則第23条)

(昭47基発第602号)

(安衛則第23条の2)

(5) 事業者の講ずべき措置等 (法第20条～第27条)



平成19年3月 9日

各主任安全衛生管理者 殿

愛知県教育委員会総括安全衛生管理者
(愛知県教育委員会教育次長)

所属衛生委員会の開催について(依頼)

総括安全衛生委員会では職場における職員の安全と健康を確保するため、所属衛生委員会の活性化について対策を図っているところです。

所属衛生委員会の開催については、愛知県教育委員会安全衛生管理規程第11条第2項により、「原則として毎月1回以上開催する」ことになっていますが、貴所属の平成18年度所属衛生委員会開催実績は、全校平均開催回数9.5回に比べて大幅に下回っております。

所属衛生委員会は、労働者と使用者が協力しあって職場における安全衛生問題を調査審議する場であり、安全衛生活動の中核として活発な活動が期待されております。

この趣旨をご理解いただき、今後は原則として、毎月1回以上開催するよう努めてください。

なお、所属衛生委員会の活性化のポイントとして、別紙を参考にしてください。

※ 平成18年度所属衛生委員会開催実績及び平均開催回数は、平成18年4月～平成19年1月については実績、平成19年2、3月については見込みで積算。(平成18年8月29日付け18教福号外及び平成19年1月25日付け18教福号外調査による)

担 当 福利課共済経理グループ
電 話 052-954-6773(ダイヤルイン)

(次頁に続く)

所属衛生委員会の活性化のポイント

1 年度当初に年間スケジュールを決定し、それにあわせて議題を調整する。

(1) 開催日は、委員全員の参加が得られやすいように年間計画を策定し、定例化することが望ましい。

(2) 衛生管理医は、開業医等がほとんどであり、なかなか日程調整が困難な場合が多いので、産業医としての専門的な意見を求める事案等がある場合は、検診にあわせて開催するなど特に事前の日程調整が必要である。

(3) 職場の安全衛生問題に関する具体的な事項を、年間計画を策定して計画的に審議する。

2 職員の関心が高まるような重点課題を決める。

職員の要望や突発的な事故・事件等をその都度取り上げるなど、タイムリーな議題を設定するようにする。

例 ・平成18年4月1日から改正された労働安全衛生法により調査審議事項となった「長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策」及び「労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策」を審議する。
・4半期ごとに職員ポータルサイトシステムの部局掲示版に掲載する「地方公務員安全と健康フォーラムの抜粋記事」を取り上げる。
・福利課で提供する啓発資料を活用する。
「平成18年度提供資料 安全衛生管理体制の活性化方策ハンドブック、メンタルヘルス不全を正しく知るためのQ&A、メタボリックシンドロームにご注意」

3 職員が全員参加できる行事を企画する。

(1) 年間計画等に従って、職場研修等を企画する。

(例えば、福利課で貸出しをしているビデオを活用して、職場で研修会を行う。)

(2) 健康保持増進を図るため、レクリエーション等を企画する。

4 衛生管理医を活用する。

(1) 日常の産業医活動（健康診断結果や事後指導、健康相談や職場巡視の結果等）を衛生管理医の立場から意見を述べてもらう。

(2) 委員や職員等を対象に講演等を依頼する。

5 職員への周知を行う。

(1) 「安全衛生ニュース」等の広報誌を作成して職員に配布したり、職員会議等を利用して職員に周知する。

(2) 普段から所属委員会活動を職員に周知し、安全衛生に関する意識を高めることによって、その活動が支持され委員会の活性化につながる。

文部科学省が教職員のメンタルヘルス

対策検討会議を設置

文部科学省は平成 23 年 12 月 22 日付で、「教職員のメンタルヘルス対策検討会議」を設置し、メンタルヘルス対策と復職支援のあり方について検討を進めることを発表しました。

文科省によると、平成 22 年度の公立学校教育職員の精神疾患による休職者数は 5407 名にのぼっており深刻な状況にあるとしています。

そして、「特に教職員の精神疾患の増加は、児童生徒の教育環境に重大な影響を及ぼすだけでなく、休職期間中の給与保障や代替教員の配置による財政的負担の増加を招くことから、国としても、取り組みを更に進めることが喫緊の課題」としています。その上で、「教職員のメンタルヘルスについて、現

状の原因と課題を整理した上で、専門的見地から今後の取り組みを検討する」としています。

検討事項は

①教職員のメンタルヘルス対策（予防的取り組み等について）

②効果的な復職支援のあり方について

担当部局は

初等中等局初等中等教育企画課となっています。

対策検討会議では、必要に応じワーキンググループを置き有識者、大学、民間調査機関等の協力を得て調査を行うとしています。

京都市教育長が時間外勤務縮減で通知

こうした動向の中で、各地の教育委員会（大阪では橋下市長の教育条例法案に抗議して、教育長が辞任）

では、教職員の時間外勤務の縮減についての対策を学校長などに通知しています。

今年の 1 月 6 日には過労死を発生させ、公務上災害との認定が基金支部から出された京都市では、教育長が、左枠内のように、具体的な縮減対策を各学校長あての通知を出しています。

この通知では、教職員一人ひとりの勤務状況や健康状態の把握、健康診断の受診や、長時間勤務者の面接指導などの実施など、教職員の健康管理について必要な措置を講ずることとしています。

教職員の健康の保持・増進に向けた取組の再点検及び徹底について

（京都市教育委員会教育長）

このたび、本市教諭が平成 21 年 11 月に死亡した件について、研究発表会前の時間外勤務が大きな要因であるとして、地方公務員災害補償基金から公務上の災害との認定がなされました。（略）

教職員の健康は、子どもたちの健やかな成長はもとより、授業をはじめとする教育活動の充実や学校運営にとって欠かせないものであることを改めて認識していただき、上記通知も踏まえ、今一度、教職員の健康の保持・増進に向け、下記項目の再点検及び徹底をお願い致します。

記

1. 業務の進め方や校務分掌などの見直しや教職員の意識改革を進め、学校運営の一環として時間外勤務の縮減に取り組むこと。
（取組例）定時退校日・退校時間、部活動休止日の設定、校務分掌の統廃合や会議の効率化、行事や研修等の精選、ボランティアや地域団体・学校運営協議会等との連携や活用
2. 時間外勤務の把握制度（チェックシート）や教職員との面談などを活用し、教職員一人ひとりの勤務状況や健康状態の把握を行うこと。また、定期健康診断の悉皆受診や要精検者への受診指導を徹底すること。
3. 週休日の振替及び泊を伴う行事での勤務時間の割り振りについては、時間外勤務の縮減及び教職員の健康の保持・増進を図るという制度の趣旨を含め、教職員へ周知すること。また、必ず事前に振替等を明示し、振替・割り振りを実施すること。
特に長期宿泊・自然体験推進事業の実施にあたっては、実施前後における校内会議・研修等の削減や部活動の休止、実施後の当該学年での授業カットなど、一層の環境整備を図ること。
4. こうした取組を徹底したうえで、なお長時間勤務となった教職員に対しては、労働安全衛生法に則る健康管理医による面接指導の実施など、教職員の健康管理について必要な措置を講ずること。

安全衛生委員会年度計画

- 4 月 総括安全衛生管理者の方針表明 前年度の労働災害・休職者の分析と対策
今年度の計画 労働時間把握の進め方
- 5 月 健康診断実施計画 世田谷支部の「へとへとアンケート」の発表と対策
- 6 月 健康診断実施の結果分析と事後措置 安全週間職場巡視計画（チェックリスト
「へとへとアンケート」の教育委員会の対策発表と審議
- 7 月 安全週間職場巡視報告と対策 過重労働防止総合対策（厚労省）産業医が説明
- 8 月 過重労働防止総合対策（厚労省）の審議
- 9 月 厚労省「心の健康づくり指針」（産業医が説明）の審議と対策① 衛生週間職場
巡視計画
- 10月 厚労省「心の健康づくり指針」の審議と対策② 衛生週間職場巡視報告と対策
- 11月 過重労働対策・メンタルヘルス対策の具体化①
- 12月 過重労働対策・メンタルヘルス対策の具体化②（相談・カウンセラーなども）
- 1 月 厚労省「心の健康問題で休業した人の職場復帰の手引」（産業医が説明）審議と
対策①
- 2 月 厚労省「心の健康問題で休業した人の職場復帰の手引」（産業医が説明）審議と
対策②
- 3 月 職場の危険探しアンケート実施計画（リスクアセスメント）

*次年度はこれらの総括をしながら計画を立てていく

「学校にローアンの風を」連続講座

第3講

学校の安全衛生活動の実際

川口市における安全衛生活動

産業カウンセラー 杉本正男

1 川口市教職員組合の労働安全衛生の取り組み

専門委員会の立ち上げと活動

- (1) 経過 1992 年、教職員の健康悪化を背景に健康問題の専門委員会を立ち上げた
- (2) 活動※委員会の定例化 運動を継続的、専門的に担える
 - ※学習会の開催 労働安全衛生についての理解の普及、運動への確信
 - ※労安パンフの発行 入門編・理論編・活動事例編、全組合員に普及
 - ※労安要求書の作成と運動化 市教委・学校長への労安要求書を作成
 - ※中央の衛生委員会への参加 事前の対策と総括
 - ※運動の推進は執行部、その下準備、理論的な部分は専門委員会が

専門委員会の活動抜きに労働安全衛生の取り組みを語ることはできない
専門委員会の意義

*労働安全衛生の運動は学習と専門性が求められ、片手間では推進ができない

*専門員会の発足でメンバーが固定化し継続的、専門的に取り組める

2 川口市教育委員会の労働安全衛生の取り組み

- (1) 対市教委労安要求書が事始め **資料A**
1992 年、労安要求書に対し市教委は「教職員に適用される。」と回答以降、毎年労安要求書をもとに交渉
- (2) 措置要求を契機に「管理規定検討委員会が発足」 **資料B**
組合と市教委で検討、4 年の月日をかけて管理規定が制定された
- (3) 中央の衛生委員会の設置と活動
13 名の委員で構成、組合代表は 2 名、規程は月 1 回だが学期に 1 回
- (4) 産業医の配置と活動 **資料C**

・専門委員会の立ち上げが大事

・分会要求書に学安

・措置要求、脚金投入

・安全衛生規定作り、4年がかり

・産業区 25名配置

・教職員メンタルカウンセラー

3億円の費用と効果

Q1 規程、月1回の学期1回にしたらせ?

鈴木 多々化。

2 教安に同じくらい、50人未満のV
又要否? 健康相談はやらせたい
ばと思ってる。1:00~3:00までだと
先生が来ず... 野田 2:30~5:00
巡回のほうがいい? → 産業区か?
健康講話もいいか?

山田 3 活動時間把握は?

→ バイリン

4. 産業区はいい? (中しゃつ)

→ 1億3千万円 × 3学期 × 2人

本内 5. 活動時間把握員付のり

おつのエッセル

キツのホームページに入っている

25名の産業医を配置、1人の産業医が4校を担当、学期に1回学校を巡視、職場巡視・健康講話・個別健康相談など

(5) 教職員メンタルヘルスカウンセラーの配置と活動

男女各1名のカウンセラーが活動 休職者増加を食い止めている

(6) 衛生推進者研修会の開催

幼・小・中・高の衛生推進者を対象に年2回研修会を実施

(7) 衛生推進者資格取得講習会の実施

毎年各校から出張扱いで参加、参加者は衛生推進者の資格を取得

(8) 教職員の勤務時間把握を実施

組合の要求が実現 試行として勤務時間把握を本年度実施、

3 K 小学校の安全衛生活動（安全衛生会議）の実態

資料D

(1) この会議の目的

教職員の安全と健康の確保、快適職場環境の形成のため

(2) 構成メンバー

学校長・教頭・衛生推進者・低中高学年から1名

(3) 活動の柱

① 作業管理

実態 時間外勤務がある 仕事が多い 多忙である

方針 勤務時間記録と健康管理

負担軽減の取り組み（諸会議の精選、作成・報告文書類の精選）

ノー残業デーの設置と取り組み

休憩の確保（休み時間に諸会議を入れない。休憩を確保する）

② 作業環境管理

実態 職員が増え作業空間が狭くなった 休憩施設が欲しい

床面に配線があり危険

方針 休憩室設置に向けて場所の選定の検討

シャワー室の利用

床面の改善

③ 健康管理

実態 病気休職者は出ていないが、予防的な取り組みが必要

方針 産業医の活用（健康講話。個別健康相談の実施など）

教職員メンタルヘルスカウンセラーとの連携

心身の健康に関する研修・情報の提供

④ 安全衛生教育

方針 産業医の健康講話による健康管理教育

厚労省などの通達・指針の情報提供

(4) 活動計画 別紙参照

(5) 校内安全衛生点検 別紙

(6) 快適職場環境形成の為のアンケート 別紙

(7) 安全衛生会議だより 別紙

(8) 衛生推進者として留意した五つのこと

- 一つ 安全衛生会議があつてよかったと思える活動をすること
- 二つ 病気休職者を出さない、健康で働ける職場となるよう衛生推進者として努める
- 三つ あれもこれもではなく、一つでも成果があらわれることを考えて取り組む
- 四つ 職員会議、運営委員会、学年会などで健康に関することを話題にするよう努める
- 五つ 悩みを出せる、悩みを聴ける、弱音を吐ける、そんな気軽な職場となるよう呼びかけを行う

4 SN小学校の安全衛生活動

資料E

- (1) 第1回衛生委員会 別紙
- (2) 年間計画 別紙
- (3) 校内衛生点検 別紙
- (4) 長時間過密労働改善のためのアンケート 別紙
- (5) アンケートの集計結果 別紙

SN小学校の安全衛生活動について

- 衛生推進者がきめ細かく、地道に職場の実態を踏まえて安全衛生の取り組みを行っている。
- 職場の忙しさを考慮に入れて、衛生委員会は短時間に実施とのこと
- 長時間過密労働改善のためのアンケートは、求められている対策の重要課題であり職場改善に結びついている
- アンケートの集計結果には教職員の本音が多数集約されている。
- 学校長の「研究委嘱を受けたい。」という提案が教職員の反対で無しに
- 数年前までバラバラだった職場が、労働安全の取り組みでまとまってきた

2010 年 月 日

川口市教育委員会

教育長 様

川口市教職員組合

執行委員長

2010 年度 労働安全衛生に関する要望書

日ごろの川口市の教育の充実・発展へのご尽力に敬意を表するものです。

さて、文部科学省による勤務実態の調査において、月平均 80 時間以上という教職員の膨大な時間外勤務の実態が明らかになりました。このような状況は、教職員の病気休職者の増加と精神疾患の増大となって現れています。教職員の心身の健康確保は急務の重点課題であると共に、児童・生徒によりよい教育を保障する上でも不可欠なことです。

川口市は全国でも先進的な管理規程の策定・産業医やカウンセラーの配置など、他市のモデルとなる施策を行い、労働安全衛生管理体制の整備を進めてきました。しかし、残念ながら各校における取り組みは、まだ十分とはえない状況にあります。

教職員の健康と安全の向上のため、以下の要望をいたします。誠意ある回答を文書でお願いします。

記

1 改正労働安全衛生法の周知・具体化について

- (1) 総括安全衛生管理者の方針の表明を行うこと
- (2) PDCA にもとづいて、今年度の改善計画を明らかにすること
- (3) 過重労働対策とメンタルヘルス対策が委員会の審議事項に加わったので、川口市の委員会でも（引き続き）審議すること

2 文部科学省通知の周知とその具体化について

- (1) 「公立学校等における労働安全衛生管理体制の整備促進について」（21 学健第 4 号 平成 21 年 4 月 20 日）・「労働安全衛生法の一部を改正する法律等の施行について」（平成 18 年 4 月 3 日付け・18 学健第 1 号）の具体化について

- ① 教職員の勤務時間を一人一人把握し、記録すること
- ② 勤務時間記録の保存を行うこと（3 年間の保存義務）
- ③ 長時間労働者については医師による面接指導を行うこと
- ④ 勤務時間を把握する方法としては次のいずれかによること
 - ア 管理職が自ら現認することにより確認し、記録すること

- イ タイムカード、ICカード等の客観的な記録を基礎として確認し、記録すること
- (2)「平成17年度 教職員に係る懲戒処分等の状況、服務規律の確保及び教職員のメンタルヘルスの保持等について」(平成18年12月26日付け・18ス初企第42号)の具体化 について
- ① 会議や業務の精選をすること
 - ② 管理職に対するメンタルヘルス研修を実施すること
- (3) 過重労働防止対策の具体化について
- ① 時間外勤務を解消するように努めること
 - ② 教員の教育活動に関するものはすべて勤務時間とすること
 - ③ 当面、「週休日等の割り振り変更について」(平成18年3月27日)の留意事項にあるように、職員会議・校務分掌に基づく会議・生徒指導用務・旅行命令による用務を調整の対象とすること
 - ④ 中学校の部活動についても割り振りの対象とすること
 - ⑤ その他やむを得ず時間外勤務が生じた場合は、割り振り変更簿に記入し回復措置を図ること
- (4) 文部科学省「学校現場の負担軽減のための取り組み」通知(19文科初第1413号 平成20年3月31日)の具体化について
- ・埼玉県教育委員会も負担軽減のための取り組み(「学校における負担軽減検討委員会」)を始めている。川口市教育委員会の「業務改善計画」を明らかにすること

3 メンタルヘルス対策の重点化について

- (1) 病休者、退職者(うち精神疾患者)の数を過去5年間分、提示すること
- (2) 実態把握と現状分析を行うこと
- (3) 病欠職者を減少させるための具体策を講ずること
- (4) メンタルヘルスカウンセラーの存在を周知し、その活用を促すこと
- (5) 保護者等の不合理な要求等に対応する専門家を配慮すること

4 教職員健康診断について

- (1) 検診項目にVDT障害・疲労度チェック・メンタルヘルスチェックを追加すること
- (2) 所見のある者の事後措置を取らせること(規程別表6)
- (3) 所見のある者への医師の面接指導を行うこと
- (4) 過労死予防のための検診をおこなうこと
 - ① 長時間労働者
 - ② 脳・心臓疾患を抱えるもの
 - ③ その他健康上高度な配慮を要する者

川口市立
学校長

学校
殿

川口市
分会長

学校分会

教職員の安全と健康・快適職場環境を実現するため要望書

私ども教職員の仕事は、児童・生徒への全人格的働きかけを行うものであり、他の職業より厳しく健康確保のための予防と対策が求められています。

しかし、平成17年度の文科省の発表では精神性疾患による休職者は病氣休職者の59.5%にもなり、10年前の約3倍となっています。

本市においても例外ではなく、本校でも長時間過密労働によりいつ犠牲者が出てもおかしくない状況にあります。

学校長は、常日頃より本校教職員の健康安全配慮義務を負っており、川口市の教職員安全衛生管理規程・改正労働安全衛生法・健康安全に関する文部科学省通知の具体化が求められています。

そこで、以下のことを要望します。

誠意ある回答と具体的措置を求めます。

1 川口市の学校教職員安全衛生管理規程の具体化を求める要望

- (1) 学校長は、本校教職員の安全と健康の確保・快適な職場環境形成を促進しなければなりません。その自覚にたって具体的な取り組みを進めて下さい。

※学校教職員管理規程第2条（事業者の責務・所属長の責務）

- (2) 安全と健康の確保・快適な職場環境形成を促進するためには、衛生委員会を発足させ、チームで取り組むことが不可欠です。衛生委員会を発足させ、管理規程の具体を図ってください。

※①管理規程第30条、(教職員の意見聴取) ②平成17年8月23日衛生推進者研修会での衛生委員会事務局方針による

- (3) 衛生推進者が職務に専念出来るように、他の職務の軽減を図るようにして下さい。 ※ 管理規程第6条（衛生推進者）

(4) 衛生推進者が専門性を発揮して、教職員の安全と健康の確保が図れるよう研修の
機会の保障、衛生推進者への法令の周知を行って下さい。
※管理規程第29条 (法令等の周知)

(5) 学校長は教職員を就業させる建築物その他の仕事場について、必要な措置を
講じて下さい。 ※ 管理規程第27条 (快適な職場環境形成の措置)
必要な措置とは、通路・床面・階段の保全、換気・採光・照明・保温・防湿
休養・避難・教職員の健康・風紀・生命の保持などを指します。

(6) 学校長は、教職員の仕事から生じる労働災害を防止するために必要な措置を
とって下さい。 ※ 管理規程第27条

(7) 学校長は教職員の健康保持増進を図るために、体育活動・レクリエーションその他
の活動について便宜を図って下さい。 ※ 管理規程第27条

(8) 学校長は快適な職場環境を形成するために、次のことを継続的かつ計画的に
行って下さい。 ※管理規程27条

① 職場環境を快適な状態に維持管理するための措置について

② 教職員が従事する仕事についてその方法を改善するための措置について

③ 仕事に従事することによる教職員の疲労を回復するための施設又は設備の設置
又は整備

④ その他、快適な職場環境を形成するための措置について

(8) 学校長は安全及び衛生に関する厚生労働省や文部科学省などの法令・通知・通達
について、その都度教職員に文書を配布し、説明を行い周知徹底を図って下さい。
※管理規程第29条 (法令等の周知)

2 改正労働安全衛生法（平成18年4月）による措置を求める要望

(1) 改正労安法では総括衛生管理者の安全・衛生・快適な職場環境形成に関する方針の表明が義務づけられました。学校長も所属長として同じく方針の表明をして下さい。

(2) 衛生委員会の議事として過重労働の防止対策の樹立、メンタルヘルス対策の樹立が位置づけられました。

① 過重労働防止に向けどのような方針、対策をとるのかお聞かせ下さい。

②メンタルヘルス対策のためにどのような方針、対策をとるのかお聞かせ下さい。

(3) 労働安全衛生マネジメントシステムとして、安全・衛生の施策について計画（P）実行（D）評価（C）改善（A）が求められるようになりました。

学校長として、本校の計画－実行－評価－改善をどのように具体化するのかお聞かせ下さい。

3 文部科学省の通知の具体化を求める要望

文部科学省より学校長あてに下記の通知が出され、具体化が求められています。

(1) 平成18年4月3日付け通知「労働安全衛生法の一部を改正する法律等の施行について」（別紙参照）の具体化を求める要望

長時間労働者への医師による面接指導の実施について

①教職員が1月あたり100時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められるときは、教職員の申し出を受けて、医師による面接指導を行うことになりました。

具体的な措置をとって下さい。

②長時間の労働（1月に80時間を超えた場合）により疲労の蓄積が認められ、又は健康上の不安を有している教職員についても面接指導を実施することになりました。

具体的な措置をとってください。

労働時間の適正な把握について

- ① 学校長は教職員の労働時間を管理するために、教職員の勤務日ごとに始業、終業時刻を確認しこれを記録してください。

- ② 学校長が始業・終業時刻を確認し、記録する方法としては、いずれかの方法で行って下さい。

ア 学校長が自ら確認することにより確認し、記録する。

イ タイムカード、ＩＣカード等の客観的な記録を基礎として確認し、記録する。

- ③ 労働時間の記録に関する書類については３年間保存して下さい。

- (2) 平成１７年１２月２８日付け通知「平成１６年度教職員に係わる懲戒処分等の状況教職員の服務規律の確保及び教職員のメンタルヘルスの保持について」（別紙参照）の具体化を求める要望

上記通知では学校長に「学校教育は教員と児童生徒のとの人格的なふれあいを通じて行われるもので、教員が心身共に健康を維持して教育に携わることが肝要であることを踏まえ、教職員のメンタルヘルスの保持により一層取り組んでいただきますようお願いします。」として次のことを求めています。

- ① 学校における会議や行事の見直し、一部の教職員に過重な負担がかからないよう適正な校務分掌を整えて下さい。

- ② 日頃から、教職員が気軽に相談したり、情報交換することが出来る職場環境を作ってください。

また、親身になって教職員の相談を受けるとともに、職場環境の改善に努めて下さい。

- ③ 教職員が気軽に相談できる体制の整備や、心の不健康に陥った教職員の早期発見・早期治療に努めて下さい。

V 人事委員会の措置要求にとりくんでみて

—ある教員の事故で措置要求、要求の大半が実現—

川口市教職員組合 健康問題検討委員会 杉本正男

1 はじめに

私が勤務していた学校の同僚が児童作品の掲示中に、児童用ロッカー上から転落し、負傷するという事故が2件発生しました。私は分会を代表して、施設・設備の改善や公務災害の再発防止のために労働安全衛生委員会設置などを求めて県人事委員会に措置要求を行いました。

約6ヵ月間にわたり市教育委員会とのやりとりが県人事委員会を介して行われ、人事委員会より却下と棄却という不当な判定を受けましたが、結果的には要求したことの大半が実現しました。

失うものは何もない。動けば何かが変わる、成果を得ることができる。このことをこのときの措置要求から学ぶことができました。このときの経験を紹介します。

2 措置要求のとりのくみの経過

(1) 2件の負傷事故が発生

1994年の7月に勤務先小学校で児童作品を掲示していた教員が児童用ロッカー上から転落し、大きな負傷を負う事故が起きました。前年度も同様の負傷事故が発生し、児童用ロッカーの改善要望をしていたにもかかわらず改善措置がとられず放置されたままのなかで連続した事故が起きてしまいました。

(2) 事故の再発防止のために県人事委員会に措置要求

こうした事故の発生原因は、施設・設備の瑕疵と管理職の安全配慮義務違反であり、再発防止のためには労働安全衛生委員会の設置が必要と考え、勤務条件に関する措置要求を1995年3月に県人事委員会に行いました。

(3) 措置要求の内容と受理された事項

措置要求の内容は以下の5つでした。

- ① 安全配慮義務を怠った学校長の処分
- ② 勤務校の児童用ロッカーの全面改修
- ③ 市内全校の児童用ロッカーの調査と全面改修
- ④ ロッカー以外の危険箇所調査と改善のための予算措置
- ⑤ 教職員の健康と安全の確保、勤務条件の改善を図るために労働安全衛生委員会を設置すること

人事委員会は、②、③、⑤を受理しました。①、④は不受理になりました。その理由は、①については、措置要求できる事項が「給与・勤務時間その他の勤務条件」に限られており、要求事項はこれに該当しない。④については、ロッカー以外の危険箇所調査、改善措置は要求者にとって直接かつ具体的に利害があると認められない。という理由によるものでした。

(4) 県人事委員会・市教育委員会とのやりとり

手続きとして、私の措置要求が受理され、要求事項についての意見や参考資料の提出が求められました。

私は、受理された②の事項について、児童作品を掲示する際、児童用ロッカー上にあがり作業をせざるを得ない構造となっていること、児童用ロッカーが高く狭く、この上で作業することが危険であることなど、実態と問題点などを詳細に書いた意見書を人事委員会に提出しました。

③と⑤の要求事項についても、全市の施設・設備の瑕疵の問題、労働衛生委員会設置の必要性などについて詳細に述べた意見書を提出しました。

私の意見書は人事委員会で受理され、意見書が川口市教育委員会に送付されました。川口市教育委員会は、私の意見書への反論書を人事委員会に提出し、この反論書が私のもとに送付されてきました。

こうして両者のやりとりが約6ヶ月にわたり行われました。教育委員会とのやりとりのなかで、改善に向けての動きが見えてきました。

- ・安全のために脚立や踏み台を要望により配備する
- ・児童用ロッカー規格を改善する
- ・教育委員会内に労働安全衛生法施行準備委員会を設ける

などです。そして、実際に私の勤務校では、全学級に1台4万円の特設ふみ台が配備されました。要求事項の②は、実現したことにより、この事項についてのみ人事委員会に取り下げの手続きを行いました。

(5) 人事委員会の不当判定

人事委員会は、措置要求の2つの事項について判定を行いました。③の市内全校の児童用ロッカーの調査などについては、「取りあげることができない」、⑤の労働安全衛生委員会の設置要求については、「認めることができない」というものでした。⑤の理由は、「市教委が同市内の各小・中学校、その事業所規模に応じた安全衛生管理体制を整備していることから、労安法上の違背の事実を認めることはできない」というものでした。ここでいう安全衛生管理体制とは、衛生推進者の選任のことを指しており、この時点では、ただ選任されただけのものでした。

一方、人事委員会は、判定書のなかで、⑤について次のような内容の文章を付記していました。「なお、市教委が教職員の安全と健康をより充実させるために本要求事項について、自主的に検討することを妨げるものではないことを付言する」。この付言は、川口市教職員組合が市教委と教職員安全衛生管理規定検討委員会を対等平等の立場で発足させる上で重要な判定でした。

3 措置要求のとりくみの中で得られたいくつかの成果

人事委員会が行った判定は到底納得できる内容のものではありませんでした。しかし、

- ① 私の勤務校の全学級に児童作品等掲示に使用する踏み台が配備された
- ② 2ヶ年計画で1・2階の校舎、3・4階の校舎の全校改修が行われ、児童用ロッカーが新規格（高さ110cm、奥行き45cm）に改善された
- ③ 市内の小・中学校に踏み台、脚立の配備がすすめられた
- ④ 児童用ロッカーの規格が改善され、新設校はこの規格で設置されるようになった
- ⑤ 教職員組合と市教委との間で「川口市学校教職員安全衛生管理規定検討委員会が発足した

このように措置要求のとりくみのなかで教育行政の施策の貧困、問題点の指摘、法律違反の指摘によって成果を生みました。教育行政は、法律を遵守し、具体化する当事者であり、このことを措置要求を通じて正面から指摘・追及されることは、怠慢なことを行っている場合、致命的なことなのだろうと思います。

4 措置要求をふりかえって

6ヶ月間にわたる市教育委員会、人事委員会とのやりとりは、痛快なものでした。それは教育行政の施策の問題点を具体的かつ詳細に措置要求という制度を行使して公にできたということ、さらにこの過程のなかで、当局が後手後手ながら実績づくりを行い、改善措置が次々と行われたという事実です。

川口における労働安全衛生の施策も措置要求のとりくみが大きく影響しています。私は措置要求によるこのような成果を「措置要求効果」と呼んで多くの方々にそのとりくみをすすめています。

資料2

平成22年度 川口市立学校教職員産業医について

	産業医氏名	該当校(園)		産業医氏名	該当校(園)
1	岡崎 俊哉 岡崎病院	川口総合高校	14	山内 泰介 山内クリニック	安行小 慈林小 安行東小 安行東中
2	稲生 紀夫 稲生医院	川口高校 元郷中	15	森 碧 森医院	前川小 前川東小
3	田平 禮三 埼玉厚生病院	県陽高校	16	糸川幸雄 糸川内科医院	戸塚小 戸塚東小
4	辻 泰喜 上青木整形外科内科	本町小 幸町小	17	清水 紀博 芝園団地診療所	芝南小 芝富士小 芝園中
5	齋藤 卓 齋藤記念病院	仲町小 飯塚小 南中 仲町中	18	村中 定幸 村中医院	朝日東小 朝日西小 青木 中 上青木中
6	神谷 修吾 並木小児科クリニック	上青木小 青木北小 青木中央小 上青木南小	19	古市 暢彦 芝中央医院	柳崎小 芝東中 岸川中
7	稲生 綾子 稲生医院	元郷小 舟戸小 元郷南小 東領家小	20	小俣 香 鹿島診療所	根岸小 在家小 北中 在家中
8	新井多喜男 新井整形外科	芝小 芝西小 芝樋ノ爪小 芝中	21	石井 宏幸 いしい内科クリニック	差間小 木曾呂小 神根中
9	長汐美江子 武南病院附風クリニック	新郷小 新郷東小 東本郷小 榛松中	22	若林 恒郎 若林小児科内科医院	戸塚北小 戸塚綾瀬小 戸塚南小
10	渡辺文時 かいわ内科	神根小 芝東小 芝中央小 芝西中	23	杉浦 敏之 杉浦医院	東中 安行中 戸塚中 戸塚西中
11	下条 順 下条医院	領家小 十二月田中 領家中	24	益子 紀子 益子医院	幸並中 小谷場中
12	田中 正彦 田中医院	十二月田小 新郷南小 舟戸幼稚園 南平幼稚園	25	山川 尋 山川整形外科	飯仲小 原町小 西中
13	磯本 徹 磯本医院	並木小 神根東小			

【任期】

平成22年4月1日～平成23年3月31日

資料 4

平成23年度 産業医の巡回指導等の計画状況

番 号	小学校名	22年度実施回数	23年度予定回数	主な予定内容	番 号	中学校名	22年度実施回数	23年度予定回数	主な予定内容
1	本町小	3	4	衛生状態点検、健康相談、有所見者への指導	1	東中	3	3	衛生状態点検、健康相談、有所見者への指導
2	幸町小	3	3	衛生状態点検、健康相談、健康教育	2	西中	3	3	衛生状態点検、健康相談、有所見者への指導
3	仲町小	3	3	衛生状態点検、健康相談、有所見者への指導	3	南中	3	3	衛生状態点検、健康相談、健康教育
4	上青木小	2	4	衛生状態点検、健康相談、有所見者への指導	4	北中	3	3	健康相談、健康教育、校内巡視
5	元郷小	3	3	衛生状態点検、健康相談、有所見者への指導	5	青木中	3	3	衛生状態点検、健康相談、所属長への助言
6	飯塚小	3	3	衛生状態点検、健康相談、健康教育	6	芝中	3	3	健康相談、健康教育、有所見者への指導
7	芝小	3	3	個別の健康相談、衛生状態点検、有所見者への指導	7	元郷中	2	6	衛生状態点検、健康相談、健康教育、有所見者への指導
8	新郷小	3	4	衛生状態点検、健康相談、健康教育	8	上青木中	3	3	衛生状態点検、健康相談
9	神根小	4	3	健康教育、健康相談、有所見者への指導	9	幸並中	3	3	衛生状態点検、健康相談、有所見者への指導
10	青木北小	2	3	衛生状態点検、健康相談、有所見者への指導	10	十二月田中	3	3	衛生状態点検、健康相談
11	領家小	3	4	衛生状態点検、健康相談、有所見者への指導	11	仲町中	3	4	衛生状態点検、健康相談、健康教育、有所見者への指導
12	舟戸小	3	3	衛生状態点検、健康相談、有所見者への指導	12	安行中	3	3	衛生状態点検、健康相談、有所見者への指導
13	十二月田小	3	3	衛生状態点検、健康相談、有所見者への指導	13	芝東中	3	4	衛生状態点検、健康相談、有所見者への指導
14	飯仲小	3	3	衛生状態点検、健康相談、有所見者への指導	14	芝西中	4	4	衛生状態点検、健康相談、健康診断、所属長への助言
15	並木小	3	3	衛生状態点検、健康相談、有所見者への指導	15	岸川中	3	3	衛生状態点検、健康相談、健康教育、有所見者への指導
16	安行小	3	3	衛生状態点検、健康相談、有所見者への指導	16	橋松中	3	3	衛生状態点検、健康相談、健康教育、有所見者への指導
17	原町小	3	4	衛生状態点検、健康相談、健康教育、有所見者への指導	17	小谷塚中	3	3	衛生状態点検、健康相談、有所見者への指導
18	前川小	3	3	衛生状態点検、個別の健康相談	18	芝園中	3	3	衛生状態点検、健康相談
19	戸塚小	3	3	健康教育、現場巡視、健康相談	19	神根中	3	3	衛生状態点検、健康相談、有所見者への指導
20	青木中央小	2	3	衛生状態点検、健康相談、所属長への助言	20	領家中	4	3	衛生状態点検、健康相談
21	元郷南小	3	4	衛生状態点検、健康相談、有所見者に対する指導	21	戸塚中	3	3	衛生状態点検、健康相談
22	芝西小	3	3	衛生状態点検、健康相談、健康教育	22	在家中	3	3	衛生状態点検、健康相談、健康教育
23	芝南小	4	4	衛生状態点検、健康相談、健康教育、有所見者への指導	23	安行東中	3	3	衛生状態点検、健康相談、有所見者への指導
24	神根東小	3	3	衛生状態点検、健康相談、有所見者への指導	24	戸塚西中	3	3	健康相談、健康教育
25	朝日東小	3	3	衛生状態点検、健康相談、健康教育		計	73	78	
26	芝富士小	3	3	衛生状態点検、健康相談、有所見者への指導					
27	前川東小	3	3	衛生状態点検、健康相談、有所見者への指導					
28	柳崎小	3	3	衛生状態点検、健康相談、有所見者への指導					
29	芝種ノ爪小	3	3	衛生状態点検、健康相談、有所見者への指導					
30	芝東小	3	3	衛生状態点検、健康相談、所属長への助言					
31	新郷南小	3	3	衛生状態点検、健康相談、所属長への助言					
32	上青木南小	2	3	衛生状態点検、健康相談、所属長への助言					
33	根岸小	2	3	衛生状態点検、健康相談、健康教育					
34	芝中央小	3	4	衛生状態点検、健康相談、有所見者への指導					
35	新郷東小	4	4	衛生状態点検、環境管理、所属長への助言					
36	朝日西小	2	3	衛生状態点検、健康相談、有所見者への指導					
37	慈林小	3	3	衛生状態点検、健康相談、所属長への助言					
38	差間小	3	3	衛生状態点検、個別の健康相談					
39	東本郷小	3	3	衛生状態点検、健康相談、有所見者への指導					
40	東領家小	3	3	衛生状態点検、健康相談					
41	安行東小	3	3	衛生状態点検、健康相談、有所見者への指導					
42	在家小	3	4	衛生状態点検、安全点検、健康相談、有所見者への指導					
43	戸塚東小	4	3	衛生状態点検、健康相談、有所見者への指導					
44	戸塚北小	3	4	衛生状態点検、健康相談、有所見者への指導					
45	木曾呂小	3	3	衛生状況点検、健康相談、健康教育					
46	戸塚緑小	3	3	衛生状態点検、健康教育、健康相談					
47	戸塚南小	3	3	衛生状態点検、健康相談、有所見者への指導					
	計	139	152			合計	218	236	

【主な予定内容】

- ・衛生状態点検
- ・健康相談
- ・健康教育
- ・有所見者への指導

平成22年度の実施回数について

上青木小、青木北小、青木中央小、上青木南小、根岸小、元郷中の2回実施は、産業医の都合(体調不良、入院等)による。朝日西小の2回実施は、地震の影響による。

平成21年5月11日

K小学校安全衛生会議

- 1 この会議の目的 (川口市学校教職員安全衛生管理規程参照)
- * 本校の教職員の安全と健康の確保・快適な職場環境の形成を目指すもの。(第1条)
 - * 学校長は上記の目的を促進しなければなりません。教職員は協力するよう努めねばなりません。(第2条3条)

※法的根拠は労働基準法・労働安全衛生法で、定められた内容は最低基準です。

- 2 本会議の構成メンバー (安全衛生推進のための管理体制)

学校長・教頭・衛生推進者 () 低学年 () 中学年 () 高学年 ()

安全衛生会議の活動内容 (労安法・川口の管理規程による)

※ 本年度の重点

- (1) 作業管理 (勤務労働条件などの改善) の取り組み
- ①勤務時間の把握、超過勤務時間の是正 (勤務時間の割り振りなど)
 - ②連続勤務時間と休憩時間の適正化、休憩時間の確保 (6時間以上の勤務につき45分の休憩時間の付与)
 - ③仕事量の適正化 (仕事量の負担軽減・業務の見直し)
 - ④作業姿勢の改善
 - ⑤年次有給休暇の計画所得促

現状と課題 ・時間外勤務がある。
・連続的な長時間勤務は健康へのリスクが高くなる。勤務時間短縮の目的・趣旨をとらえ勤務時間の適正化にむけ取り組むことがもてめられている。

※勤務時間の記録と健康管理 (長時間勤務者の医師の面接指導) 労安法

※勤務時間の把握と勤務時間記録簿の保管 (3カ年の保管義務) 労基法・労安法

※勤務時間短縮と負担軽減の取り組み (諸会議の精選、作成・報告文書類の精選など)

※お互いに声をかけ合って、早めに帰れるよう努める。

※休み時間には諸会議を極力入れない。心身の健康のために休憩を確保する

勤務時間記録簿 (学校長が保管します)

別紙参照

- (2) 作業環境管理 (快適職場環境の形成) 事務所衛生基準参照

- ①安全の確保 (通路・床面・整理整頓・高所での作業・換気・採光・照明配線・コンセントの配置など)
- ②快適さの確保 (室温・防湿・休憩室設置・シャワー室利用・作業空間など)
- ③衛生 (清掃・ゴミの処理・消毒の実施 など)

現状と課題 ・職員数が増えたことにより作業空間が狭くなった。
・連続勤務という現状の中で休憩を確保する場所が欲しい。

※休憩室の設置に向けた取り組み

※ シャワー室の利用

※ 勤務場所の危険箇所チェックと改善 (職場アンケートの実施など)

※ 安全点検の実施 (産業医との職場巡視など)

(3) 健康管理 (心身の健康の保持増進)

- ①市の健康診断受診、再検査、事後措置など
- ②産業医の巡回指導 (幸先生 いし内科クリニック院長)
- ③心身の健康に関する研修・情報の提供 (安全衛生会議だよりなど)
- ④教職員メンタルヘルスカウンセラーの活用 (本年度より2名。男性・女性)
- ⑤「川口市立学校教職員の心の相談窓口」の活用

別紙資料参照 「川口市学校教職員の心の相談窓口設置要綱」

現状と課題 本校は今のところ病気休職者はでていない。国・県・市の段階では病気休職者が増加しており、予防的な取り組みが求められている。

- ※ 休職者を出さない職場づくり (そのために予防的な措置が必要)
 - ※ 教職員の心の相談窓口の活用
 - ※ 産業医の活用 (健康講話・健康相談・長時間勤務者の面接指導)
 - ※ メンタルヘルスに関する研修・情報の提供
 - ※ 教職員メンタルヘルスカウンセラーとの連携
- メンタルヘルスカウンセラー

(4) 安全衛生教育

- ①労働安全衛生に関する研修・情報の提供

- ※ 産業医の活用 (健康講話など)
- ※ 必要な情報の提供に努めます。

4 年間活動計画

	安全衛生会議 など	産業医活動
4月 23日	会議 (基本方針・活動計画)	
5月	アンケート実施・集約	
6月	情報提供	
7月	情報提供	
8月	日	産業医活動 (巡視・講話・個別相談)
9月	日 会議 (二学期の活動計画)	
10月	情報提供	
11月	情報提供	産業医活動 (巡視・講話・個別相談)
12月		
1月	日 会議 (三学期の活動計画)	
2月	情報提供	産業医活動 (巡視・講話・個別相談)
3月	日 会議 (活動のまとめ)	

5 校内安全衛生点検について

別表参照

学期に一回以上、安全衛生点検表をもとに実施します。(産業医活動時に実施)
点検箇所・・・校長室・職員室・事務室・校務員室・印刷室・保健室・会議室
教室 (北校舎・南校舎)
点検項目・・・照明・室温・湿度・換気・作業空間・床面・危険箇所・整理整頓
実施者・・・安全衛生会議のメンバーと産業医
点検結果の活用・・・点検結果により環境改善にいかします。

6 「快適職場環境形成のためのアンケート」について

(1) アンケートの目的

アンケートを実施し、職場の勤務・職場環境改善・教職員の健康把握を行い

- 、計画的・継続的な取り組みにより快適な職場環境を形成していく。
- (2) アンケートの内容 別紙参照

- ①作業管理について
- ②作業環境管理について
- ③健康管理について
- ④その他

- (3) アンケートの作成・実施・集約 (各自、気づいたことを書いてください。)

アンケートの実施 6月1日～6月12日

アンケートの集約 6月19日

7 その他

- (1) 1学期の健康管理研修・産業医活動について

①実施日 8月 日 () 午後 から 60分位

②内容

校内巡視 (職場の安全・衛生点検)

健康管理研修 (衛生推進者研修報告など)

産業医の講和

産業医の個別相談 (石井先生は内科医です。是非有効に活用してください。)

- (2) 役割分担

勤務時間記録簿の保管 (学校長)

勤務時間記録簿の作成・配布 ()

産業医との連絡 ()

アンケートの配布・集約・まとめ ()

職場巡視の結果のまとめ・報告 ()

教職員健康診断結果の保管 ()

健康情報資料印刷・配布 ()

- (3) 本校の産業医について

別紙参照

9月14日(月)

K 小学校安全衛生会議

1 衛生推進者・健康管理研修会報告

- (1) 衛生推進者会議報告 別紙
- (2) 健康管理研修会 別紙

2 2学期の安全衛生の取り組み

- 重点 *
- * 過重な労働負担の軽減、超過勤務の是正
 - * 心の健康を保つ為の取り組み

(1) 作業管理(勤務・労働条件の改善)

①勤務時間の適正化の促進

始業・終業時刻の記録、時間外勤務の把握 → 勤務時間の適正化に

② 作成・報告文書類の「精選」と「簡略化」

(7時間45分労働制となり、仕事の見直しが不可欠)

③週に一度は残業をしない日を心がけましょう。(お互いに声をかけ合って)

④割り振り変更簿の活用 (前4週、後1.6週のうちに行使をする)

(2) 作業環境管理(職場環境の改善)

①留意事項

(ヒヤリハット)

*水泳指導における薬品管理 (プール日誌の改善)

*職員室の床面(障害となるものを置かない)

*熱中症対策(小まめな水分補給を)・特に児童には

②改善の措置

休憩室設置の問題

(3) 健康管理 (心と体の健康の保持・増進)

①健康診断の受診と活用

- ・市の検診を受けなかった方は人間ドック結果を学校長に報告します。
- ・健康診断の結果、精密検査が複数回求められた場合、それぞれ義務免扱いとなります。又、結果を聞きに行く場合も義務免扱いです。

②メンタルヘルス対策

* 心身の不調を感じたら、セルフチェックをしましょう。(「メンタルヘルス研修」P16～P25 参照)

け(欠勤)ち(遅刻)な(泣き言)の(能率低下)み(ミス)や(辞めたい)

*心身の不調を感じたら教職員メンタルヘルスカウンセラーに気軽に、直接相談しましょう。

カウンセラー(090- - - -)

、カウンセラー（０９０－　　－　　）

* 気軽に何でも相談できる、相互に健康を気遣う職場の環境が心の健康に重要です。

* パワハラ言動に十分気をつけましょう。市教委は「心の相談窓口」を設置し

教職員の様々な相談に対応しています。

（パワハラは心の健康を壊す大きな要因となっています。）

（４）産業医活動について

① 日時　　月　　日（　）　　時　　分～　　時　　分

②活動内容　　健康講話

個別健康相談　「健康診断結果と活用について」

（５）その他

①公務災害について

公務災害の判断基準　*　校務を遂行中に事故、怪我を負った場合

*　校務が原因で事故・怪我を負った場合

手続き　*　学校長に公務災害であることを報告し、公務災害認定に必要な書類を作成し提出します。

*　書類提出先　地方公務員災害補償基金

医療機関での対応　*　公務災害の場合共済組合員証は使用できません。

（共済組合員証を使用すると本人負担３割）

*　地方公務員災害補償基金が医療費を全額負担します。

（本人負担は一切ありません）

公務災害認定のメリット　*　公務災害の認定を受けると私傷病と異なる有利な取り扱いがなされます。

・療養に必要な期間だけ病気休暇が与えられる。

・前期の病気休暇中は、給与の減額はありませぬ。

・万一、後遺症が残った場合、保障を受けられます。

②「快適職場環境づくりのためのアンケート」より

作業管理について

* 休憩がとれません。会議を４時２５分からに設定してもらっていますが、実際には下校指導が終わると４時になります。

* ４時２５分の会議は延びることが多いです。事前に割り振りをと言われていますが、校長先生の出張の日もあり、申告してもらえない日がありました。

* 休憩時間は３時４０分から４時２５分となっていますが現状では半分しかとれません。保護者への下校時刻通知も３時５０分とか４時になっていますので。

* 法に基づき、勤務時間を職員室に掲示してください。

* 休憩時間が行事の為に確保できない時も、割り振りがきちんとされていない。

確実に割り振りふりできるようにして欲しい。何だったか定かでないが、いくつ

かありました。

*労働時間は短縮(7時間45分)になったのに、仕事は増える一方で超過勤務は逆に増えています。作成・報告文書で不必要なものがいくつもあります。

労働時間短縮を契機に、本格的に諸業務の見直しを行わないと、超過勤務の常態化により心身の健康悪化が懸念されます。

*望んで超過勤務をする人はいません。超過勤務を行わなければ仕事が終わらない為にやむをえずやっているのが実態です。

時間外に行われた研修会・部会・学年会・保護者面談などは割り振りの対象とすべきです。割り振り変更導入の目的は、やむおえず行った時間外勤務への是正措置であり、道理ある要望と考えます。

作業環境管理について

*温水シャワーがつかえてとてもありがたいです。

*休憩室がほしいです。(扇風機を設置)

*男女別の休憩室の設置を強く求めます。

健康管理について

*「時間内に会議終了を」「発言は要点をまとめて簡潔に」などと言う指導がよくあるので、意見を言うのを諦めてしまったり、自分の中でがまんしてあとで悔やむことがよくあります。

*夜9時、10時まで勤務が常態化している方の心身の健康が心配です。

お茶を飲んだり、悩みを聞いてあげる時間ありません。

*医師との個人面談を設定していただき、助かります。

12月22日(火)

小学校安全衛生会議

労働安全衛生にかかわる教育行政の最新の状況

H21年10月19日「公立学校における労働安全衛生管理体制の整備促進について」

11月27日 川口市立教職員衛生委員会での審議事項(過重労働対策)

12月 3日 「学校現場の負担軽減に係わる取組事例について」

今日、国・県・市の施策として労働安全衛生の取組みが学校段階で求められている。
本校でも、ここ数年課題として取り組んできた経過がある。

上記通知などを踏まえた取り組みを一層推進したい。

1 職場の現状、成果と課題(2学期)

(1) 作業管理

- ① 勤務時間の適正化の促進・・・勤務時間把握と長時間勤務の是正は引き続きの取り組み課題
- ② 作成・報告文書類の「精選」と「簡略化」・・・今日待ったなしの状況となった。
- ③ 週一度のノー残業デー・・・職場の改善が求められている。
- ④ 割り振り変更簿の活用・・・活用が進んでいる。

(2) 作業環境管理

- ① 留意事項の改善措置・・・改善が図られつつある。
ヒヤリハットの問題
- ② 休憩室設置の件・・・安心して休憩できる部屋が欲しい。

(3) 健康管理

- ① 健康診断の受診と活用・・・受診は進んでいる。活用が大切なので研修を計画。
- ② メンタルヘルス対策・・・メンタルヘルス対策は労働条件や職場環境、人間関係など総合的な対策が求められる。予防としての情報提供。研修など今後の重視したい。

2 3学期の安全衛生の取り組み

重点 *通知などの具体化に向けた取り組み

*メンタルヘルス対策

*1年間の活動のまとめと次年度の方向性

(1) 作業管理

一市の衛生委員会での審議事項をもとに一

- ①仕事を勤務時間内に終わるようにはかっていく(校長に指導により)
- ②ノー残業デーを週なかばに実施する ()曜日
- ③仕事の分担の適正化を図り、集中することのないようにする。
- ④仕事の精選・見直しを図る。
- ⑤職場の協力体制をつくり、助け合う明るい職場にしていく。

(2) 作業環境管理

①改善が求められる箇所

- ・床の部分(パソコン周辺部分が少しでこぼこになっている)
 - ・職員室が狭いすぎる(事務所衛生基準 1人あたり10立方メートルの気積)
 - ・明るさはどうか
- その他・・・

② VDT作業での留意事項 (別紙ガイドライン参照)

③休憩室の設置に向けて

(3) 健康管理

① 産業医の職場巡視の活用 過日提案

ミニ衛生委員会 4時 ～4時20分 (相談室)
教職員健康管理研修会 4時25分～4時55分 (会議室)
当日の流れ 司会() 記録()

学校長あいさつ

産業医の健康講話「健康診断と自分の健康管理」

質疑

教頭あいさつ

準備 教職員健康診断結果配布() 研修資料印刷配布()

先生との連絡() 先生の送り迎え()

当日研修資料別紙参照

個別健康相談・・・全体研修会のあと希望者に産業医との個別健康相談を行う。

② 病気の早期発見・早期治療・・・産業医の健康講話など

③ 「ハートフルホットライン」や教職員メンタルヘルスカウンセラーの活用・・・情報提供

④ 学年会でも、相互に心身の健康への配慮を大切にする。

(悩みごとを出せる、聴ける関係は心の健康にとって大切です)

⑤ 健康面で配慮を要する人への具体的支援の手立て(事後措置)

(4) その他

①安全衛生会議だよりの発行(12月25日の研修報告を予定)

②安全衛生会議の予定(まとめの会議) 月 日()

③アンケートの実施(まとめのアンケート)

平成22年1月19日(火)

産業医 様

K小学校
衛生推進者

産業医の巡回指導のお願い

お世話になっております。

過日お願いしました巡回指導につき、下記の通りお願い致します。

記

1 日時 1月28日(木) 15時30分から17時まで

2 当日の日程

打ち合わせ	15時30分から15時40分
個別健康相談	15時45分から16時15分
健康管理研修会	16時25分から16時55分

2 当日の内容

(1) 打ち合わせについて 15時30分から15時40分 校長室にて
より、本校の現状と取り組みについて若干説明させていただきます。

(2) 個別健康相談 15時45分から16時15分
当日、〃先生との健康相談を希望する方がいます。
どうぞよろしくお願い致します。

(2) 教職員健康管理研修会 16時25分から16時55分

① 場所 会議室 全教職員が参加します

② テーマ 「健康診断と自分の健康管理」
—生活習慣病にならないために—

当日は先生方に自分の健康診断結果を見ていただきながら、〃先生のお話をお聴きします。健康診断結果の見方、活用について、生活習慣病予防の生活などについてご講話をお願い致します。

なお、別紙「生活習慣病にならないために」の資料を事前に配布してあります。

③ 進行 学校長あいさつ

〃先生の講話

質疑

教頭あいさつ

3 その他

(1) 資料送付 本校安全衛生会議提案資料、研修会資料、職場アンケート

(2) ご来校 校長室にお越し下さい

安全衛生点検表

実施日 月 日

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	備考
校長室								
職員室								
印刷室								
校務員室								
事務室								
保健室								
会議室								
小会議室								
北校舎								
南校舎								

点 検 内 容	① 照度	机上の照度 200ルクス以上 まぶしさをなくす
	② 室温	17度～28度を範囲内とする (外気温との差は7度以内とする)
	③ 湿度	40%～70%の範囲内とする
	④ 換気	1時間に1回以上行う
	⑤ 通路 床面	障害物を置かない
	⑥ 作業空間	作業しやすい空間の確保
	⑦ 危険箇所の有無	落下物、地震への備え

快適な職場環境形成のためのアンケート

安全衛生会議

1 職場環境改善アンケート

(1) 作業管理について（勤務・労働条件など）

(2) 作業環境管理（職場環境について）

事故防止のために、ヒヤリハットするようなことがあったら書いてください。

(3) 健康管理（健康の保持・増進）

2 本年度の活動について（成果と課題についてご意見をお書き下さい）

切り取り

産業医との健康相談を希望します。

氏名（ ）

提出 期日 1月22日 まで

木曽呂小学校安全衛生会議だより No.1

H20・9・2 安全衛生会議

温水シャワー室をどうぞご利用下さい。

夏季の職員作業でシャワー室を清掃し、利用できるようになりました。学校から必要な用品購入の予算措置をしていただき、下記の用品を揃えることもできました。

汗を流し、気分すっきり仕事に励むことができることと思います。

是非ご利用下さい。

シャワー室利用の際の留意事項

○シャワー室は男女別で各2室あります。

○使用しないときは施錠してください。

○利用上の手順

(1) 元栓のスイッチをONにします。

(体育館入り口左側の柱の場所)

(2) ピーピーの音が鳴り終わってから

湯沸かし器のスイッチをONにします。

(3) 内側からカギをかけることができます。

(4) 利用後、スイッチをOFFにすること、施錠することを

忘れないようにして下さい。

健康管理講座1の報告(要旨)

8月22日(金) 午後の研修

テーマ 「本市におけるメンタルヘルスの現状と今後について」

講師 土井 一博氏 (川口市教職員メンタルヘルスカウンセラー)

* 川口市の現状と感じたこと

- ・メンタルが悪化するのに二つのピークがあります。
- ・一つは5月ころ、二つめは9月ころ。
- ・要因は転任者で職場になかなかなじめなかったため、子どもとの関係をうまく築けなかったためなど。
- ・ある若い教師の声「わたしの悩みをこととん聞いて欲しかった。(カウンセリング)」
- ・周囲の先生方は、最後まで聞き役になって聞いてあげて欲しい。(傾聴)

* ストレス対策

ー 職場でできることー

- ・職場には授業のうまい人、子どもの指導のうまい人がある。学びとる姿勢が大切。「教育界の埋蔵金」が使い切れていない。
- ・若い教師へのねがい。どん欲に聞く、学び取ることを。
- ・経験の豊かな教師へのねがい。伝える、育てることを。
- ・職員室では愚痴をこぼせる人間関係も大切です。
- ・職場におけるストレス対策として、相互に教えたり、教えられたりという人間関係が必要です。

~~~~~ ちょっと一言(切り取り) ~~~~~

働きやすい職場になるために、気づいたこと、提案など何でも結構です。ご意見をお寄せ下さい。

衛生推進者 宛

氏名 ( )

## 木曾呂小学校安全衛生会議だより

H21年12月7日

安全衛生会議

### 第2回川口市学校教職員健康管理講座の案内

日時 12月25日(金) 午前10時～午前12時

場所 川口市職員会館 3階体育館

内容 講演「教職員のメンタルヘルスについて」

講師 星野 ゆかり氏(埼玉産業保健推進センター相談員、臨床心理士)

教職員の病気休職者の中で精神性疾患による休職者が増えています。  
自分の心の変調に気づくこと、メンタル面の健康を保つための方策など  
専門的なお話が聞けます。参加を希望される方はどうぞ。

### 産業医の職場巡視について

日時 平成22年1月28日(木) 午後4時25分から4時55分

場所 会議室

内容 健康講話 「健康診断と自分の健康管理」

ー健康な体を保つためにー

準備 先生方にご自身の健康診断結果をみていただきながらお話を伺います。

\*産業医の石井宏幸先生は内科医ですが糖尿病を専門とされている方です。

先生方が健康で働けるために配置されているのが産業医です。

職場巡視の際、気軽に活用してください。

なお、長時間勤務などにより疲労を訴える教職員について医師の面接指導が  
できるようになりました。

当日、先生と健康相談を希望される方はご連絡下さい。(杉本まで)

### 第2回川口市立教職員衛生委員会の報告

(11月27日の川口市の衛生委員会にて)

教職員の長時間労働及びメンタルヘルス対策について、次の内容が提案され  
各学校での取り組みを進めることが話し合われました。

- 1 病気の早期発見・早期治療に努める。
- 2 各学校の衛生委員会を機能させ、安全で明るい職場になるように努める。
- 3 研修会を開き、健康の保持増進について職員の意識向上に努める。
- 4 「ハートフルホットライン」などメディア・電話相談の活用を進める。
- 5 職場の現状を把握することで適切な対応に努める。
- 6 指導課との連携をはかっていく
- 7 長時間労働及びメンタルヘルス対策について
  - ①長時間労働の有無にかかわらず、産業医の面接指導を活用する。
  - ②校長の指導によって、できる限り勤務時間内に終わるようはかっていく。
  - ③ノー残業デーを週なかばに実施するなどの取り組みを講じる。
  - ④仕事の分担の適正化を図り、集中することのないようにする。
  - ⑤仕事の精選・見直しをはかる。
  - ⑥職場の協力体制をつくり、助け合う明るい職場にしていく。

本校でも、方針として提起され取り組みが進めているものです。

## 第1回衛生委員会 4月5日

資料E

メンバー 校長 教頭 低学年○△ 中学年□○ 高学年△□ 担外 ○□

### 1. 年間活動計画と分担

|                                    |                        |
|------------------------------------|------------------------|
| 川口市衛生管理規程の周知徹底（校長）                 | 健康診断申し込み実務（○□）         |
| 結果通知および保管（校長）                      | 胃検診申し込み実務（○□）          |
| 結果通知および保管（校長）                      | 校内安全衛生点検（□○）及びその対策（校長） |
| 勤務時間の適正管理（校長）                      |                        |
| 産業医職場巡視および健康相談（校長・教頭・□○） 産業医（□□先生） |                        |
| 衛生教育（□○）                           |                        |
| 公務災害学習会（校長）                        | レク活動（○△・○□）            |

### 2. 川口市衛生管理規程の周知徹底

全職員及び新任者及び他市より異動された方への周知をする。

\*管理規程の配布と説明を行う

### 3. 校内安全衛生点検について

1学期後半までに集約する

結果とその対策についての検討し、対策を講じる。

### 4. 時間外勤務の解消をはかる取り組み

- ・時間外勤務の解消のための対策を講じること
- ・ノー残業デーの新設 水曜日をあてる。理由 睡眠をしっかりとる日を週の中に入れることが大切。土日長く睡眠をとっても疲労は回復できないため。

### 5. 産業医職場巡視

職員トイレの改善が必要、改善内容 洋式トイレにする（できればウォッシュレットに）  
数を増やす。

当面、図工室前トイレを職員専用にする。

1学期 月産業医（ 先生と相談して決める）

点検項目は後日確認する。 各教室に温度計・湿度計が必要です。

### 6. 健康相談

2学期に実施 全員が定期健康診断の結果について 先生より相談を受ける

### 7. 衛生教育について

3学期ではなく、夏休みに実施できれば。 内容は、希望をとります。

### 8. 公務災害についての学習会

夏休み 月 日

### 9. その他

- ① 職員救急体制について掲示する（校長）
- ② レク活動の呼びかけ

平成23年度 川口市立 ○○小学校 安全衛生推進計画表

| 学期  | 月   | 川口市の行事                              | 月日            | 衛生推進者の役割                                                        | 月日   | 産業医の活動計画            |
|-----|-----|-------------------------------------|---------------|-----------------------------------------------------------------|------|---------------------|
| 1学期 | 4月  |                                     | 4月5日<br>4月14日 | ・職員健康診断原稿の確認(学校長を通して確認する)<br>・衛生委員会開催・産業医打ち合わせ<br>・年間計画作成・仕事分担等 |      |                     |
|     | 5月  | ・職員健康診断の準備                          |               | ・受診希望者の調整・健診予約票の提出                                              |      |                     |
|     | 6月  | ・職員健康診断(～8月中旬)                      | 6月9日<br>6月10日 | 校内安全衛生点検(アンケート実施)<br>衛生委員会開催(校内安全衛生点検結果とその対策)                   | 6月7日 | ・職場巡視(衛生状態等の点検)     |
|     | 7月  |                                     | 7月8日          | 衛生委員会開催(夏季研修の準備等)                                               |      |                     |
|     | 8月  | ・衛生推進者養成講習<br>・健康管理講座①<br>・衛生推進者研修会 | 8月            | 川口市衛生管理規程の周知<br>公務災害学習会・衛生教育                                    |      |                     |
| 2学期 | 9月  |                                     | 9月30日         | 衛生委員会<br>・職員健康診断受診状況の把握                                         |      |                     |
|     | 10月 | ・職員健康診断受診状況調査(第1回)                  |               |                                                                 |      |                     |
|     | 11月 |                                     |               | レク活動                                                            | 11月  | 健康相談(定期健康診断を受けての相談) |
|     | 12月 | ・健康管理講座②                            | 12月16日        | 衛生委員会                                                           |      |                     |
|     | 1月  |                                     | 1月20日         | 衛生委員会                                                           | 1月   | 衛生教育                |
| 3学期 | 2月  |                                     |               |                                                                 |      |                     |
|     | 3月  | ・職員健康診断受診状況調査(第2回)                  |               |                                                                 |      |                     |

| 衛生推進者の業務(川口市学校教職員安全衛生管理規程第6条)                                                                                                   |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 安全・衛生状態等の点検<br>2. 安全・健康相談、健康教育<br>3. 教職員の健康診断と事後措置<br>4. 労働衛生保護具、救急用具等の点検・整備<br>5. 職員健康診断結果・疾病等に関する統計の作成<br>6. 公務災害の防止に関すること |
| *詳細については「衛生推進者必携」参照                                                                                                             |

| 産業医の職務(川口市学校教職員安全衛生管理規程第7条)                                                                             |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 衛生状態等の点検<br>2. 健康相談(個別の健康相談)<br>3. 健康教育(研修会、講演会)<br>4. 健康診断有所見者に対する事後指導・助言<br>5. 健康管理上の事項について所属長への助言 |

衛生推進者の会が加入した。

# 校内衛生点検 集計結果 25

## 勤務状況について

- |                       |                    |
|-----------------------|--------------------|
| ①持ち帰り仕事はないか           | ある 10 時々 9 ない 6    |
| ②担当職務が多すぎるか           | 多い 6 適当である 17      |
| ③職務が複雑すぎる             | すぎる 5 適当である 17     |
| ④職務が過重負担ではないか         | 負担である 7 適当である 16   |
| ⑤健康面での支援体制よいか         | よい 21 よくない 4       |
| ⑥学級経営などでの支援体制よいか      | よい 21 よくない 2       |
| ⑦会議時間が長すぎないか          | 長過ぎ 11 適当である 14    |
| ⑧時間間調整が取れるか           | とれている 8 とれない 17    |
| ⑨振替時間はとっていまか          | とっている 10 とっていない 14 |
| ⑩研修や学校外の研修が負担になっていないか | なっていない 21 なっている 2  |
| ⑪相談できる同僚がいるか          | いる 23 いない 1        |
| ⑫年休などが取れるか            | とれている 14 とれない 11   |
| ⑬学級運営でストレスになることがあるか   | ある 10 ない 10        |
| ⑭職場にゆとりがあるか           | ある 8 ない 15         |
| ⑮職場に潤いがあるか            | ある 17 ない 6         |
| ⑯疲れたとき休養が取れるか         | とれている 11 とれない 13   |
| ⑰食事休憩が取れるか            | とれている 6 とれない 16    |
| ⑱セクハラがあるか             | ある 0 ない 25         |
| ⑲パワハラがあるか             | ある 0 ない 25         |
| ⑳リフレッシュのための活動があるか     | ある 8 ない 13         |

その他自由に記入してください。

|                                                                                                                                               |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| *4月からずっと締め切りに追われて、少し大変。                                                                                                                       |
| *持ち帰らないために1日12時間くらい学校にいます。5月中旬に2回年休を取ったため、その週の前後は、土日に出勤しました。土か日にはほぼ毎週出ている状態です。30年くらい前、セブンイレブンと言われた並木小にいましたが、体感としては、今の方が忙しい。とりわけこの学校が忙しいと思います。 |
|                                                                                                                                               |
|                                                                                                                                               |
|                                                                                                                                               |
|                                                                                                                                               |

## 長時間過密労働改善のためのアンケート

氏名 ( )

①負担軽減のためにどのような取り組みが必要だと思いますか？

|  |
|--|
|  |
|--|

②教材研究の時間はとれていますか？どうしたら取れると思いますか？

|  |
|--|
|  |
|--|

③学年会や専科・支援員の方々との打ち合わせの時間はとれていますか？どうしたら取れると思いますか？

|  |
|--|
|  |
|--|

④休憩時間がとれていますか。どうしたら取れると思いますか？

|  |
|--|
|  |
|--|

⑤長時間勤務は、心臓疾患や精神疾患や認知症になりやすく、健康不安の大きな原因ですが、心配なことはありますか？

此のことはどうなる？

\*12月22日までに袋に入れてください。

\*できるところから改善を進められたらと思います。ご協力をお願いします。

## 長時間過密労働改善のためのアンケート集計分析（回収20枚）

### ①負担軽減のためにどのような取り組みが必要だと思いますか？

- ・前年度の会議資料をしっかりと残しておく。
- ・仕事量にかたよりにないように分担する。
- ・**仕事の内容を精選する。**
- ・5時退勤を心がけて、学年全員で呼び掛けあう。
- ・校務分掌の主任が重複しないような決め方をする。
- ・**お互いに声をかけたり、辛そうな人や体調の良くない人がいたら、休みを取るように言ったり、休みを取りやすい雰囲気を作ることが大切だと思います。**
- ・会議時間の短縮→職員会議の提案文書を早めに配布して意見を日報に書きこむなどの工夫とか。
- ・学校によっては、早く退勤できているところもあると思います。その学校の動きを参考にしてみるとよいと思います。
- ・早く帰ろうとする意識が低い職員が多いのも一つの原因かもしれません。
- ・仕事の一つ増えたら一つ減らす。本当に必要か検討する。
- ・年間計画は、市で作って学校独自なものを加えるだけにして負担を減らす。毎年では負担が大きい。
- ・分掌により出張が多い、仕事が多いという方がみられる。できるだけ負担がなくなるようにしなければならぬように思う。
- ・書類提出が多いので少なくなると助かります。
- ・6時間授業が週に4日でなく、5時間の日があるとよいと思います。
- ・会議を少なくするか短縮する。本校の今の現状では難しいのでは。3
- ・仕事を割り振る。声をかけて仕事をやる。

### ②教材研究の時間はとれていますか？どうしたら取れると思いますか？

- ・**とれていません（時間内に）。17人（85%）**
- ・まあまあとれているが家に持ち帰ってやることもある。
- ・会議の時間がもう少し短くなると少しとれるようになると思います。
- ・仕事が溜まっていると難しいですが、時間を決めて何時からは教材研究のようにするといいかと思います。
- ・とれている。
- ・学校ではほとんどできません。学級事務の時間を確保する。
- ・少しは取れていますが時間外になってしまっています。
- ・別部屋で行ったりと、集中できる環境が大事だと思います。難しいですが。
- ・学校ではとれにくいです。
- ・なるべく学年でもやるようにしています。
- ・**ほとんど取れないので会議を減らす。学年会の他に教材研究を学年でやれる日を作る。（授業が良くなければ、子どもは変わらない）3人**
- ・土日や早朝に集中してやっているのが現状です。
- ・部会や会議を最小限にして学級事務の時間をもう少し増やせるとよい。3
- ・3～6年の専科の時間がもう少しあるとゆとりができる。5・6年は英語の専科があるとよい。
- ・**教材研究の日を週1ぐらい必要。きちんと位置付ける。家でやることもある。3**

### ③学年会や専科・支援員の方々との打ち合わせの時間はとれていますか？どうしたら取れると思いますか？

- ・**とれていません（時間内に）。18人（90%）**
- ・**学年会は、必要最低限の話をする時間はありますが、教材の内容について話し合う時間はほとんど有りません。また、専科・支援員の方々と打ち合わせはできていません。**

- ・積極的に自分から話しかけて打ち合わせをするしかありません。
- ・学年会は、できている。
- ・取れています。2年生は道口先生がいつも時間をとり、こまめにやってくださっています。野口先生ともよく話し合っています。2
- ・学年会の予定を決め、その時間に確実にやることを徹底することだと思います。
- ・別部屋で行ったりと、集中できる環境が大事だと思います。難しいですが。
- ・支援員さんは、放課後勤務時間外のことが多いので、打ち合わせの日として、管理職と相談し、勤務時間をずらせたらいと思います。
- ・学年会は、時間外になってしまうことが多いです。
- ・学年会は定期のものの他に名とか時間をとってやっている。支援員さんとの打ち合わせの時間はとれない。授業をやりながら打ち合わせをしているのが実態。そのため、学年で足並みがそろわない等の問題点もでている。3学期の体育支援の方の対応も不安がある。
- ・打ち合わせは、朝ほんの2～3分。どうしても必要な時はメモを机に置いている。

④休憩時間がとれていますか。どうしたら取れると思いますか？

- ・とれていません。17（85%）
- ・昼休みは、子どもの相手やほかの仕事をしてしまうので休憩をとるのは難しいです。
- ・子どもやクラスが気になって取れません。とれそうにありません。
- ・取るようにしています。（取らないと家庭に戻った時家事子育てに支障が出るので）
- ・休憩をとるように自分で気をつけ、職員室に降りてきてお茶を必ず飲むようにしています。
- ・学年で声をかける。
- ・休むような環境があるといいです。そういった雰囲気があると休みやすいと思います。
- ・休憩時間にもチャイムが鳴るとよいと思います。
- ・一斉は難しいと思います。学校の状況にあった配慮が必要だと思います。
- ・自分たちで心がけるしかないのかなと思います。
- ・そもそも子どもが学校にいる時間帯に休憩時間が設定されているので無理がある。ほとんど取れない。
- ・休憩時間も仕事をして早く帰りたいが、休憩なしで働く恐ろしさも感じている。
- ・トイレに行きたくてもなかなか行けないときがある。教室から離れないと休憩は取れない。
- ・正直いつ休憩時間なのか分からない。時間の作り方がわかりません。

⑤長時間勤務は、心臓疾患や精神疾患や認知症になりやすく、健康不安の大きな原因ですが、心配なことはありますか？

- ・今のところ大丈夫ですが、この状態が続くようだと将来的に不安だなと思います。
- ・今のところありませんが無理をし過ぎないように心がけたいと思います。
- ・ストレスからの腰痛。
- ・体調を崩している先生・職員がいつもいる。疲れが慢性化している。
- ・ノー残業デーも帰れない。
- ・学年会を4時50分に終わらせていない学年は、意識を変えてほしい。管理職も声をかけるべきである。
- ・疲れが取れなくなるのが心配です。
- ・ちょっとしたことでひざや足が痛くなることが多いです。
- ・肩こりがひどく整体に通っている。
- ・腰痛がある。

## 「学校にローアンの風を」連続講座 第3講

学校の安全衛生活動の実際

豊島区の実際・東京都の状況

佐々木弘子

### とにかくローアン体制を作ろう！

今は「学校に労安の風が吹いている」から、すすんでいる地区のマネをして一つ一つ進めていけば、だれでも、どこの地区でも作ることができる。→ とにかく作ろう。

※大事なのは、私たちのための法律である労安の精神を忘れないこと。学習すること。

※労安体制ができて満足してはいけない。→ 繰り返しの学習と対策委員会の充実！

### なんと豊島区は実施までに12年かかってしまった

豊島区に労安法を根付かせようと組合レベルの対策委員会を作り、川口市の労安のとりくみをまねながら、教育委員会と交渉を進めていきました。いいところまでいくと、担当が配置転換となり、また一から仕切り直し。教育委員会は引継ぎなどしない。

いよいよ平成 20 年から実施にむけて安全衛生体制の規定（すでに組合側で作成した規定案を区側に提出してあった）の確認のための話し合いの席で、新しく担当になった指導課係長が「教職員には労働安全衛生法の適応はありません」と発言。あまりの予期せぬ言葉に反論はしたものの勢いがなく、「任意でやります」とのあちら側の見解で、とりあえず実施の運びとなる。

#### 一に学習、二に学習

12 年の間に私たち組合側もマンネリ化していたことを強く反省し、一人だけがわかっていても駄目だと「組合執行部全員」で学習会を持ち、村上先生を講師に拡大支部委員会を開き「学校にローアンの風を」を全学校に配布して、学習会を持った。

### 20 年度より豊島区学校衛生委員会が発足しました

とにかく発足させよう！ 始めてみよう。

川口の「規定」をまねて組合側が作った豊島区の「規定」は、担当者が変わると振り出しに戻り、改定労働安全衛生法にのっとっていない部分などがあり、当局はかなり不十分な「規定」を提案してきました。組合としても訂正を申し入れたのですが受け入れられず、このままやり取りしていると、20 年度実施は不可能になってしまうので、見切り発車を決断した。ただし、規定についても衛生委員会で引き続き協議し、場合によっては改定できるという確約をとりつけた。

#### 事前準備は周到に

第一回衛生委員会にむけて、越谷の大里先生に相談に乗っていただき、書記長と二人で作戦会議をもった。

第一回目を開くにあたって事前に質問を出しておきました。

Q. 衛生操心？

150人、衛生管理者、一般の教職員でも

できるのか。×リット、ヲメリット

## 衛生委員会の趣旨に基づいてすすめていく

### 1 職員の健康を確保し、健康障害を防止するために調査、審議をする

#### ① 職員の健康管理・・・健康実態の把握

- ・ 昨年健康診断の結果について分析、審議する  
(他区との比較・一般業務との比較)
- ・ 今年度の結果が出しだい、結果を分析、審議する

#### ② 病欠・休職・現職死の実態について調査・審議する

- ・ 過去3年間の実態について明らかにする  
(他区との比較・一般職との比較)

#### ③ 職場の作業環境管理について

- ・ 各職場の作業環境について実態を明らかにする  
休養室はあるか シャワー室は 特別教室の空調
- ・ 各職場の衛生推進者からの報告や改善点にどのように対処していくか
- ・ 産業医の職場巡視についてどうするか

#### ④ 職員の作業管理について

- ・ 文科省からの通達の普及、啓蒙についてどのような施策があるか  
勤務時間の把握についてどうするか・・・書式は？

- ・ 年間計画を立てる 議題が山積み 毎月か2ヶ月に1回やらないと間に合わない

**超気持ちいい・・・疲れて元気のなかった書記長が元気に。**

1回目の衛生委員会が実施されたその日に届いた書記長からのメールは、「係長は早く終わらせたかったようだが、書記長が質問すると委員のメンバーがいろいろ発言して、とてもいい議論ができた。ほとんど組合の独壇場だったよ。それも声を荒げることなく。ほんとに超気持ちいいよ」という中身だった。組合の区教委交渉ではガックリすることが多いので、久々のすっきりした出来事だった。2回目が今から楽しみになった。

### 衛生推進者研修会の実施

「衛生推進者が各職場で何をしたらいいのかわかりませんので研修会を開いてください」と要望したら、早速実施してくれた。衛生管理医による「長時間過密労働と脳血管障害、心臓疾患との関係」について講演では、副校長が熱心にメモをとっていた。

毎年の衛生委員会で繰り返し要望している。衛生推進者養成講習についても要望中である。

### 衛生管理医による職場巡視と職場環境チェックリスト

職場巡視は3年間で全校巡視している。各学校での面談が有効→勤務時間について聞き取りがある。(衛生推進者が副校長だと、都合よく答えてしまうので要注意)

### 大事にしていること

- ・ 毎回の記録・・・継続審議は緑色。決定事項は赤色で。会議の最後に確認をする。
- ・ 衛生委員会の前には作戦会議を持ち、必ず一つ勝ち取るつもりで笑顔で攻める
- ・ 会の最後に文科省の出した資料などを「参考にしてください」と出す。

### <今後の課題>

- ・ 進み方が遅いので、今後は組合での要求を強めていく。
- ・ 雇い上げ研修などまだ導入してきない。
- ・ 後継者の育成。

## 各職場でのローアン活動

- ・衛生推進者に立候補する。→ 目につくところに明記してもらう。
  - ・年間計画（資料1）を運営委員会に提案し、職員会議で説明する。
  - ・職場アンケート（資料2）を実施し、結果（資料3）について継続的に討議する。
- .....

### 資料1

### 〇〇中学校衛生委員会について

#### 1、衛生委員会の構成メンバー

校長ほか運営委員会のメンバー（今のところ暫定的に）

衛生推進者 佐々木弘子

#### 2、会議

4月 年間計画検討

5月 職場アンケート実施

6月 健康診断の準備

7月 健康診断・校内点検・メンタルヘルスアンケート実施

8月 健康診断

9月 健康相談・事後措置

10月 職場アンケート実施

11月 校内点検

12月 年度末反省

1月～3月 まとめと来年に向けての課題

#### 3、活動

（1）職員の健康実態把握→学校長対応

運営委員会の中で確認していく（病気の人はいないか）

勤務時間の把握→学校長対応

（2）アンケート→職場環境や勤務の改善

（3）職場巡視→環境の把握、改善

（4）研修→夏休み前にできたら

（5）その他・・・職員室の医薬品、緊急時の対応、健康相談

#### 4、改善されたこと

20年度 職員トイレの間仕切り設置

21年度 職員トイレの洋式化（ウォシュレット）

#### 5、懸案事項

- ・休養室設置
- ・更衣室の衛生
- ・石の階段の滑り止め

#### 6、豊島区衛生委員会について（労使対等の会談）

学期に1回実施 区側からの代表、校長代表、職員団体代表が集まり、教職員の健康問題について協議し、対策を講じる

職員団体代表として佐々木が参加しております

## 衛生推進者から

平成24年6月20日

**職場環境についてご意見を寄せてください**

豊島区では 20 年度より、「学校現場でも労働安全衛生法を徹底すべき」ということで衛生委員会が発足しました。産業医が各学校を巡回し、職場環境を点検します。管理者である学校長には「安全配慮義務」があり、職員がケガをしたり、病気になったりしないように配慮することが義務付けられました。（メンタルヘルスも含む）各学校では衛生推進者が学校安全衛生に関する仕事を担うことになりました。

つきましては、職場巡視の時の参考にしますので、ご意見を寄せてください。

- 1、休憩時間はとれていますか？（13：10から 15 分間と 16：00から 30 分間）  
ア、毎日とれている イ、とれない日もある ウ、とれないことが多い  
エ、まったくとれない（なぜ？）
- 2、1ヶ月の超過勤務時間が 100 時間を超えていますか？（土・日含む）  
ア、100 時間超えている イ、80時間を超えている ウ、45 時間を超えている  
エ、45 時間以下である。 オ、わからない
- 3、職員の勤務時間の把握が管理職に義務づけられていますが、自分の勤務時間を記録していますか？  
ア、毎日記録している（何に？） イ、記録していない
- 4、健康管理について（複数回答可）  
ア、健康である イ、通院している ウ、服薬している エ、肩こり・腰痛あり  
オ、疲れがとれない カ、眠れない キ、食欲がない  
ク、その他（ ）
- 5、作業管理について（職場環境で困っていることがあればご記入ください。トイレ・更衣室・蚊）

|  |
|--|
|  |
|--|

6. 作業環境管理について（働き方について困っていることがあればご記入ください。）

勤務時間・長時間過密労働・パワハラ・セクハラ

|  |
|--|
|  |
|--|

6月30日までに回収袋に入れてください。

記名 (自由)

**資料3****職場環境調査結果 回答9名**

1, 休憩時間はとれていますか? (13:15~15分間と16:00~30分間)

ア、毎日とれている 0人 イ、とれない日もある 2人 ウ、とれないことが多い3人  
エ、まったくとれない 1人 無回答 3人

2, 1ヶ月の超過勤務時間が100時間を超えていますか?

ア、100時間超えている 1人 イ、80時間超えている 0人

ウ、45時間超えている 4人 エ、45時間以下 2人 オ、わからない 2人

3, 職員の勤務時間把握が義務づけられていますが、自分の勤務時間を記録していますか

ア、毎日記録している 2人 イ、記録していない 7人

4, 健康管理について

ア、健康である 2人 イ、通院している 1人 ウ、服薬している 1人

エ、肩こり腰痛 5人 オ、疲れとれない 6人 カ、眠れない 食欲ない 0人

ク、その他(腹痛は恒常的、動悸が突発的に起こる)

5, 作業管理について

○職員が横になって休める場所があるとうれしいです。

○廊下側の窓に網戸がないため、蜂・蚊・蠅・スズメなどが侵入し、あわてることが時たまある。トイレではサンダル履きに履きかえたほうが衛生的ではないかと思う。

○蚊が入ってくるので網戸が欲しい

○横になって休める休養室がほしい(工事が終わったら候補場所を検討して欲しい)

○トイレを洋式化、ドライ化すれば衛生的ではないか

○静かな環境の下で生徒たちがしっかり考える授業をするためにも授業中に出す音については、隣接教室への配慮をして授業をしてほしい。

6, 作業環境管理について(働き方について困っていることがあればご記入ください)

○土・日は出勤する場合と自宅で仕事をする場合があります。年休は毎年1週間くらいしかとっていません。(仕事が終わらないため)

○実際の労働時間に対して時間外勤務手当の割り当てがあまりにも少ない。このことが教育長庁の「学校事務現場は時間的ゆとりがあるという根拠につながっているのではないかと思う。

○多忙な職場環境で無理を重ねている人も多いのではないか。勤務時間を再確認し、長時間勤務を解消していくよう、職場で考えていく必要があると思う。(仕事内容の整理・軽減も)

○勤務時間の割り振りで、休憩時間を昼休みに15分間入れてあるが、生徒が普通に活動している時間にどのように休憩をとることができるのか。他の学校のように放課後に45分にしてほしい。

後1を取るとき、他校では3時退勤なのに、本校は3:15である

○勤務時間が8時15分からなのに週番活動は8:05からである。10分×5日で50分の調整を考えて欲しい。もしくは週1回の立ち番にするかなど方法を考える。

○時程の変更をしたほうがよい。すればすべてが解決するのではないか。

○勤務時間記録簿を作り、勤務時間の把握をしてほしい。

○校長先生はとても立派な教育実践をされてきているが、病気になってもがんばったことなどをいつも言われると、そのようにあなたも働けと言われているようで、早く帰ることに罪悪感を感じてしまう。

○勤務の軽減を図るべく措置を考えて頂きたい。

## 東京都の労安体制の状況

- ① 都教組「いのちと健康対策委員会」を定期的実施し、学習交流会を開催している。

できるだけ同じ人で構成すると良いのだが

<構成> 東・西・南・北・多摩ブロックから代表者1名

女性部・養護教員部・青年部・事務職員部から委員が1名

本部執行委員

以前は2ヶ月に1回くらいのペースでやっていたが、ここ3年は学期に1回のペースで実施。

<講演会と交流会を実施>

村上先生や埼玉いのけんセンター矢木さん、川口の杉本さん、越谷の大里さん

三楽病院精神科真金先生を講師に学習会を持ち、地区の状況を報告しあっている。

・動きがなかった区や市も独自で村上先生を講師に勉強会を実施している

※ 本部では毎年労働安全衛生体制の整備状況調査を行い、全都の状況把握をしている

- ② 「おしかけ労安講座」を実施した。

4年前に豊島区に衛生委員会ができ、「良いものだ」ということを実感した。

↓

都教組大会で豊島の実践を報告し、「交通費とビールでどこでもお話に行きます。」と発言した。

↓

11支部からオファーがかかりどこへでも出かけていった。

→ 出向いた地区はその後学習会を重ね、着々と労安体制を作っていった。

↓

ブロックの中の1つの地区に労安体制ができると伝染していく。

板橋 豊島、→ 北区・練馬区は今年度実施。衛生委員会で「〇〇区はやってます」と発言すると効果的。

23区のうち14区で労安体制ができてきている。

都下では、町田市、東大和市、昭島市、などができている。

- ③ 自主勉強会を実施

「何でもローアン懇談会」と称し、年4会ほど実施

学習を重ねてやる気になった支部が「具体的なとりくみ方法」を学び、実践し課題解決をはかる場になっている。

- ④ 「振り替えなしの土曜授業」問題

品川では月2回実施 墨田・葛飾・足立など東部地区では月1回から増やす方向  
豊島・練馬・北でも月1回実施。

へとへと調査結果をもとに区と交渉を持っている

9月17日 「土曜授業問題を考える」 学習会 講師 佐久間弁護士  
労基法違反なのだから・・・闘い方を学びます。

## 6月21日 職場巡視の結果

### 出席者

衛生委員会側・・・ 校長先生、 衛生管理医、 係長  
学校側・・・・・・ 校長先生、 副校長先生、 佐々木

### <施設面について>

危険箇所については、「階段がすべる」ということで、すでに改善要望が出されており  
来年度改修する予算がついている。

教育相談室・・・カビ臭いので、換気扇を設置し、常時作動しておくといよい。

更衣室・・・・・・入口も別々にできるとよいが。

休養室・・・・・・設置が望ましいが、場所がない。理科室・家庭科室・美術室の改築が  
終わってから考える。

トイレ・・・・・・排水溝からの臭いが上がってくる。改修を要望。

体育館・・・・・・換気はよい。トイレに洋式がないので、早急に改善するよう要望

### <勤務時間の把握について>

#### 衛生管理者から

「1か月の時間外労働時間が100時間を超えている職員がいる」場合は医師の面接指導が必用だが、  
客観的に時間外労働時間を把握する必要がある。

- ・管理職が最終まで残って把握するというのではなく、記録をつけるなど考えた方がよい。
- ・水曜日はノー残業ディにするとか、なにか考えないと、なかなか難しい。

#### 衛生管理医師から

・長時間過密労働が、くも膜下出血などの脳血管疾患や心臓疾患を引き起こすことは、明確になって  
いるので、頑張っていらっしゃる先生方の健康が心配です。

※ 記録簿は3年間保管するということになっているので、

なんらかの形で勤務時間を記録する。(週案に書いたり、記録簿に記入する)

### <メンタルヘルスについて>

#### 校長先生より

「仕事上で精神的、身体的な負担をかかえている職員がいる」という項目に関しては、  
管理職の方で十分に把握しています。

保護者からの相談などにも管理職があたり、直接職員にいかないようにしている。

佐々木メモ

# 教職員の労働衛生に関する職場環境等チェックシート(集計結果)

資料 4

＜実施日：平成24年5月31日～6月20日＞

|         |    |                                                                |       |     |        |     |                       |
|---------|----|----------------------------------------------------------------|-------|-----|--------|-----|-----------------------|
| スペース    | 1  | 授業準備等のための作業スペースがない                                             | 1. はい | 13校 | 2. いいえ | 9校  | 【小学校：8校】<br>【中学校：5校】  |
|         | 2  | 通路が狭く通りにくい、物の移動がしにくいと感じる                                       | 1. はい | 9校  | 2. いいえ | 23校 | 【小学校：8校】<br>【中学校：1校】  |
| 騒音・振動   | 3  | 電話の声や話声が聞き取りにくい程度の騒音がある                                        | 1. はい | 3校  | 2. いいえ | 29校 | 【小学校：2校】<br>【中学校：1校】  |
|         | 4  | 事務機器・空調機の音や振動が気になる                                             | 1. はい | 3校  | 2. いいえ | 30校 | 【小学校：2校】<br>【中学校：1校】  |
| 気流      | 5  | 空調機の吹き出し口からの風が直接あたる                                            | 1. はい | 9校  | 2. いいえ | 23校 | 【小学校：8校】<br>【中学校：3校】  |
| 室温      | 6  | 快適な室温が保てない                                                     | 1. はい | 8校  | 2. いいえ | 24校 | 【小学校：6校】<br>【中学校：2校】  |
|         | 7  | 暑い、寒い等の不快感を感じる                                                 | 1. はい | 9校  | 2. いいえ | 23校 | 【小学校：7校】<br>【中学校：2校】  |
| 湿度      | 8  | 不快と感じる程度の湿気がある                                                 | 1. はい | 10校 | 2. いいえ | 22校 | 【小学校：6校】<br>【中学校：4校】  |
| 換気      | 9  | 窓を開けて自然換気をすることができない                                            | 1. はい | 2校  | 2. いいえ | 30校 | 【中学校：2校】              |
| 照度等     | 10 | 照度が足りない箇所がある                                                   | 1. はい | 3校  | 2. いいえ | 29校 | 【小学校：2校】<br>【中学校：1校】  |
|         | 11 | 遮光のためのカーテンやブラインドがない                                            | 1. はい | 1校  | 2. いいえ | 31校 | 【小学校：1校】              |
| トイレ     | 12 | 教職員専用のトイレがない                                                   | 1. はい | 11校 | 2. いいえ | 22校 | 【小学校：11校】<br>【中学校：0校】 |
|         | 13 | 男女別に区分されていない                                                   | 1. はい | 5校  | 2. いいえ | 28校 | 【小学校：5校】              |
|         | 14 | 換気が悪い                                                          | 1. はい | 11校 | 2. いいえ | 21校 | 【小学校：9校】<br>【中学校：2校】  |
|         | 15 | ウォシュレットがない。                                                    | 1. はい | 30校 | 2. いいえ | 2校  | 【小学校：23校】<br>【中学校：7校】 |
| 洗面・更衣設備 | 16 | 手洗い、歯磨き、身支度などに利用する洗面設備がない                                      | 1. はい | 11校 | 2. いいえ | 21校 | 【小学校：8校】<br>【中学校：3校】  |
|         | 17 | 男女別に区分された更衣設備(更衣室・更衣ロッカー)がない                                   | 1. はい | 2校  | 2. いいえ | 30校 | 【小学校：1校】<br>【中学校：1校】  |
| 休憩・休養設備 | 18 | 椅子、テーブルを置いた休憩設備がない                                             | 1. はい | 18校 | 2. いいえ | 14校 | 【小学校：12校】<br>【中学校：6校】 |
|         | 19 | 男女に区別された専用の休憩室がない                                              | 1. はい | 27校 | 2. いいえ | 5校  | 【小学校：18校】<br>【中学校：8校】 |
|         | 20 | つい立や長椅子を置いた簡易な休養スペースもない                                        | 1. はい | 31校 | 2. いいえ | 1校  | 【小学校：14校】<br>【中学校：7校】 |
| 建物      | 21 | 危険箇所がある                                                        | 1. はい | 8校  | 2. いいえ | 24校 | 【小学校：5校】<br>【中学校：3校】  |
| 職員の勤務状況 | 22 | 一月の時間外労働時間数が100時間を超える職員がいる。または2～6か月の平均時間外労働時間数が一月80時間を超える職員がいる | 1. はい | 11校 | 2. いいえ | 21校 | 【小学校：8校】<br>【中学校：3校】  |
|         | 23 | 職員の時間外勤務時間数を把握している                                             | 1. はい | 22校 | 2. いいえ | 10校 | 【小学校：17校】<br>【中学校：5校】 |
|         | 24 | 休憩時間(45分)を取れない職員がいる                                            | 1. はい | 18校 | 2. いいえ | 16校 | 【小学校：8校】<br>【中学校：7校】  |
|         | 25 | 休暇を取れない職員がいる                                                   | 1. はい | 5校  | 2. いいえ | 27校 | 【小学校：3校】<br>【中学校：2校】  |
|         | 26 | 振替休を取れない職員がいる                                                  | 1. はい | 2校  | 2. いいえ | 30校 | 【小学校：1校】<br>【中学校：1校】  |
|         | 27 | 仕事上で精神的・身体的な負担をかかえる職員がいる                                       | 1. はい | 11校 | 2. いいえ | 21校 | 【小学校：8校】<br>【中学校：3校】  |

## &lt; &gt; 病気休職者数等の推移(平成19年度～平成24年度)

平成24年7月5日  
教育指導課

## 取扱注意

(単位:人)

| 年度<br>項目                                      | 19年度  |   | 20年度  |    | 21年度  |   | 22年度  |   | 23年度  |   | 24年度<br>(7月1日現在) |   |
|-----------------------------------------------|-------|---|-------|----|-------|---|-------|---|-------|---|------------------|---|
| 教職員数<br>(A)                                   | 636   |   | 638   |    | 642   |   | 643   |   | 652   |   | 661              |   |
| 病気休職発生数<br>(B)                                | 10    |   | 14    |    | 7     |   | 7     |   | 11    |   | 5                |   |
|                                               | 新規    | 4 | 新規    | 10 | 新規    | 4 | 新規    | 7 | 新規    | 8 | 新規               | 1 |
|                                               | 継続    | 6 | 継続    | 4  | 継続    | 3 | 継続    | 0 | 継続    | 3 | 継続               | 4 |
| 精神性疾患による<br>病気休職発生数<br>(C)                    | 7     |   | 11    |    | 6     |   | 3     |   | 6     |   | 3                |   |
|                                               | 新規    | 3 | 新規    | 8  | 新規    | 3 | 新規    | 3 | 新規    | 5 | 新規               | 0 |
|                                               | 継続    | 4 | 継続    | 3  | 継続    | 3 | 継続    | 0 | 継続    | 1 | 継続               | 3 |
| 病気休職発生率<br>(B)/(A)                            | 1.57% |   | 2.19% |    | 1.09% |   | 1.09% |   | 1.69% |   | 0.76%            |   |
| 精神性疾患による<br>病気休職発生率<br>(C)/(A)                | 1.10% |   | 1.72% |    | 0.93% |   | 0.47% |   | 0.92% |   | 0.45%            |   |
| 病気休職発生数に占める<br>精神性疾患による病<br>気休職発生率<br>(C)/(B) | 70.0% |   | 78.6% |    | 85.7% |   | 42.9% |   | 54.5% |   | 60.0%            |   |

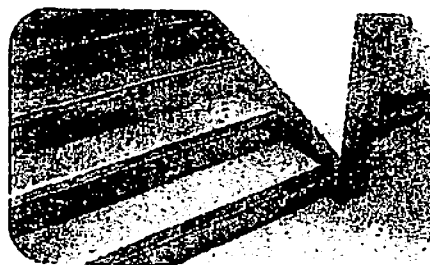
※教職員数は、教員、事務及び栄養士の合計

2) 中学校：実施者 衛生管理医師 医師、衛生管理者 委員  
立会者 教育指導課

- ① 清掃が行き届き、校内は大変きれいである。廊下に障害物は置いていない。  
職員室は明るく、コード等はきちんと整理されている。
- ② 職場環境チェックシートで滑って危険と指摘のあった石の階段は、平成25年度に改修予定とのこと。
- ③ 男女別に区分された更衣設備がないと指摘のあった更衣室については、個人ロッカーで仕分けがされている。
- ④ 体育館に洋式トイレがないと指摘のあったトイレについては、学校開放と共用、全て和式である。
- ⑤ 1階相談室は換気扇がなく、また、廊下に窓がないためか室内は湿気が有りかび臭い。
- ⑥ 記録簿はないが、職員の勤務状況は校長が把握している。また、職員のストレス対策についても配慮されている。



②石の階段



②石の階段（改修済み）



③更衣室



④体育館トイレ

3) 小学校：実施者  
立会者

- ① 職員室はコード等きちんと整理されているが、休養スペースである椅子やテーブルがなく、施設全体に余裕がない。平成24年8月に仮校舎に移転する。
- ② 記録簿はないが、毎朝職員と会話することで、時間外勤務の状況把握をしている。休暇取得者についても、きちんと内容把握が行われている。

## 「越谷の学校安全衛生体制をどうつくり、進めてきたか」

越教組 大里総一郎

## 1. どうつくったか

- (1) 市と全学校に衛生委員会を設置 . . . 資料 1  
まず学ぶことが第一、ねばり強くからみつこう
- (2) 進める会をつくる . . . 資料 2  
労安を語り進める数人の仲間が、1000人の職員に影響を
- (3) 市との話し合い、学習、規程づくり . . . 資料 3  
同じパンフレットを読み合うと言い逃れできない
- (4) 交渉、措置要求、申告、訴訟 . . . 資料 4  
法的な制度で突破を、人事委員会 2 勝 1 敗

## 2. どう進めてきたか

- (1) 市衛生委員会 . . . 資料 5  
いつも労安法をバックに
- (2) 職場の衛生委員会 . . . 資料 6  
小さなことでも要求をころがしていく
- (3) 職場環境の改善 . . . 資料 7  
事務職員の立場から衛生委員会を活用
- (4) 初任者の問題 . . . 資料 8  
初任者、学校に向かうと涙。県教委のヒヤリングがパワハラ？

## 3. その他の資料

○措置要求・申告の手引 ○衛生委員会についてのパンフ ○労安規程の全国傾向

② 文： 裁内、いさひ、松崎合掌

北： 50人2人E. 争ふにけずいしらの

→ 23条の2.

おはらさち

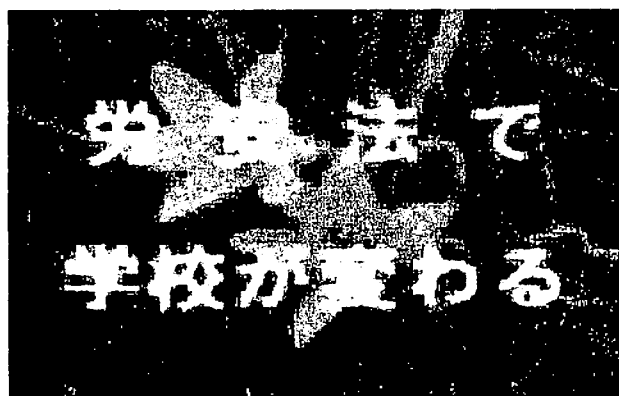
「通知文の解釈ゆちかい」といふ

3. 法律解釈とてせぬにふ法則

## 全教

## 市と全学校に衛生委員会設置

## 越谷市教委と教組で学習と規約づくり



専門委が作ったビデオの題名

2005年4月から越谷市の市教委と教職員代表による衛生委員会が設置されました。中央衛生委員会と同時に各学校の衛生委員会も設けられ、車の両輪のように活動が始まりました。

労安体制の確立の経過は、1997年に組合の学習会で労安法の大事さを知り、蒲生南小で衛生委員会がつくられ、2002年に労安法を進める会（専門委員会）が発足しました。そして、2003年12月に市教委が、「44校を1事業所と見て衛生委員会をつくる」ことを組合に回答。2004年1年間かけて、市教委と学習会を開き、規程づくりの検討を重ねました。

衛生委員会設置の教訓は、①学習が大事なこと、②法に基づき粘り強く取り組むこと、③専門委員会が運動の流れをつくったこと、④いの健の集会や専門家の力を借りたこと、⑤市教委交渉や、措置要求、首長への申告等を行ったことです。弱小組合ですが、健康を守る確かな手応えを感じています。（越谷市教組 大里総一郎）

（全国センター通信 2006年10月）

## 資料 2

### 越教組の労安法に関する取り組み (第2期)

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1997年2月                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 越教組学習会で労安法 (講師:川口市教組元委員長)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 4月                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 蒲生南小で労安委員会をつくる                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 1998年                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 雑誌「労働運動」に蒲生南小の取り組みが載る                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 1999年                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 「労安の会」つくる                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 4月                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 第1回労安の会                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 6月                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 第2回労安の会                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | ○法の位置づけ →                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | <div data-bbox="715 421 1372 734" data-label="Diagram"> <pre> graph TD     City[市] --&gt; Manager[総括安全衛生管理者 (教育長)]     Manager --&gt; Committee[総括安全衛生委員会]     Committee --&gt; Workplace[職場]     Workplace --&gt; SubCommittee[衛生委員会]     Workplace --&gt; Manager50[衛生管理者 (50人以上)]     Workplace --&gt; Promoter[安全衛生推進者 又は衛生推進者 (10~49人)]     SubCommittee --&gt; Committee </pre> </div> |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | ○市教委交渉へ向けて                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | ・要求項目「教職員の代表を入れた安全衛生委員会づくり」                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | ・発言の内容「養護教諭に押し付けたり、健康相談だけの問題にしたりするのでなく、学校としての体制を取ることが大事」                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | ○今後のあり方                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | ・組合員が衛生推進者になり、体制を作っていく。(小中学の場合、衛生委員会は法的な裏づけがないが実質的にやらせていく必要あり)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | ・やっていることを交流し、市に要求を出していく。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 10月                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 第3回会議 川口市教組から講師を呼び学習                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 2000年8月                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 越教組執行委員が衛生推進者講習会に参加                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 虫の駆除、ほとんどの学校で実施。都教組女性部で衛生委員会の話                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 10月2日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 民主市政対市交渉「 <u>具体的な計画等は整備されていない状況</u> 」                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 2001年5月                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 市教委交渉 (執行委員のみ参加)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 26日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 「衛生推進者講習を受けていくことも検討する」(総務課課長)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 7月9日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 事前打ち合わせ「・講習会開催については事前に学校にお知らせする。講習会参加を出張にするかは今後検討」(次長)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| <div data-bbox="127 1518 1372 1818" data-label="List-Group"> <p>市への要求項目 労働安全 (衛生) 法に基づく体制づくり</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①市としての労働安全衛生管理規程をつくり、労使対等の安全衛生委員会を設置すること。</li> <li>②衛生推進者の講習会を各学校に周知させるとともに、公費で出張できるようにすること。</li> <li>③労働安全衛生法の主旨を各学校に徹底し、学校単位での衛生委員会を設置すること。</li> <li>④休憩室の確保や職員への医薬品の配置など、市教委としての今後の対策を具体化させること。</li> </ol> </div> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 7月11日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 市教委交渉 (学校代表が参加)「講習会は出張とする」と答弁                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 7月23日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 講習会 (川口会場) があることがわかり、抗議。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 8月8日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 衛生推進者講習会に越教組から7人参加                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |

## 労安法を進める会の取り組み（第3期）

2002年3月12日 市教委交渉

衛生推進者一講習会約10人予算化。各学校希望制。職場環境の意見を聞く。情報提供。  
衛生委員会一本庁に入っていた所は離れていても作る。学校も付属的に見ていかなければならない。（交渉後一市教委の内にも独立した衛生委員会が必要。学校もぶら下がり施設としてそこへ入っていく。）

24日 第1回労安法を進める会

2002年7月3日 ローベンス研究会発足

地方公務員法46条の規定に基づき、次のとおり措置を要求します。

職場に労働安全衛生法の適用をお願いしたい。（市教委へ①～⑧、学校長へ①②⑨）

① 職員の健康・安全面について、職場の意見を聞く機会をもつこと。

② 衛生推進者の選任をすること。…③医薬品④健康診断⑤虫の駆除⑥トイレ

⑦男女別の休養室を設置すること。⑧長時間勤務を助長する対外行事の精選に努めること。…⑨早朝出勤

30日 県・命と健康を守る対策委員会

2003年1月21日 人事委員会南越小来校→南越小衛生委員会準備会 27日

30日 総務課課長との話し合い

- ① 校長会で労安法について「話してある。1学期中に校長会を分散して話し合う場を設ける」→ 医薬品「やっていない学校は個別に言ってほしい」
- ② 衛生推進者の講習会「予算化はしてある。値上がりしていたら10人欠けるぐらいか」管理職だけでなく、一般職員も→「わかった」
- ③ 東越小、50人以上に「すぐに1校だけ委員会を作るというわけにはいかない」

6月2日 総務課課長と話し合い

①講習会一職員に言ってない、その日で打ち切り（教頭5、教諭4、養護1）→来年は組合に事前に②医薬品、指導する③ブロックごと校長会④東越小問題→何らかの代替措置

20日 長時間労働学習会 講師：弁護士

8月23・24日 単組教研 ビデオ初上映

28日 市教委交渉 「校長・教頭を除くと49人」（人事係長）

11月4日 東越小問題で市教委へ要望書提出

5日 人事係長陳謝「私の個人の意見で言ってしまった。」

市全体の衛生委員会の設立を認める

# 検討委員会と越教組の活動 (第4期)

| 検討委員会                                                                                                                                                                                                                                                    | 越教組                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>【2003 年】</b><br>12/17 市教委交渉<br><b>【2004 年】</b><br>1/15 第1回検討委員会<br>・ルール、段取りの確認<br><br>2/12 第2回検討委員会<br>・越教組ビデオ視聴<br>・ハンドブック1章の学習<br>★「校長教頭は除く、衛生推進者必要なし」(TKさん)<br><br>3/8 第3回検討委員会<br>・ハンドブック2,3章<br>★管理医の活用(Kさん)<br>☆衛生推進者は管理職ではだめ<br>職場にも衛生委員会を(教組) | 12/3 いの健センター3氏訪問<br>12/11 東越小校長と懇談<br>1/8 対策会議(Sさん-川教組)<br>1/23 労安法を進める会<br>1/27 各校委員会<br>2/11 検討委員会事前打合せ<br>2/18 春日部労基署訪問<br>2/17 各校委員会<br>2/20 東越小分会訪問<br>2/23 労安法を進める会<br>3/3 検討委員会事前打合せ会<br>3/11 市教委交渉<br>3/17 各校委員会<br>3/24 県健康教育課との懇談<br>3/27 労安学習会(Mさん-社医研)<br>4/20 各校委員会                        |
| 4/27 第4回検討委員会<br>・窓口が学校課に<br>・ハンドブック3章<br>・衛生推進者講習会について<br>5/19 第5回検討委員会<br>・ハンドブック学習の終了<br>★構成メンバーの話し合いを<br>6/24 第6回検討委員会<br>・規程案の提案<br>7/20 第7回検討委員会<br>・規程案の論議<br>8/6 第8回検討委員会<br>・規程案の論議の続き、メンバー案<br>8/10 第9回検討委員会<br>・規程案の論議、メンバー案の修正<br>今後の日程確認    | 4/23 労安法を進める会<br>5/8 越教組定期大会<br>5/13 教育総務部部長との懇談<br>5/14 労安学習会(Yさん-市職)<br>5/21 労安法を進める会<br>5/25 各校委員会<br>6/9 検討委員会事前打ち合わせ会<br>6/11 県労安担当者会議(S報告)<br>6/14 Yさん /16 Iさん(地区教)と懇談<br>7/2 労安法を進める会<br>7/21 各校委員会<br>7/25 労安法学習会(Mさん)<br>7/27 衛生推進者講習会<br>8/9 埼学労と懇談<br>8/10 検討委員会事前打ち合わせ会<br>8/25 地区教、埼学労への説明 |

図1 ●学校における事業場・規模別安全衛生管理体制

| 規模      | 学校(教育委員会本庁も同様)                                                                                                                                | 学校給食事業場                                                                                                                                                                                                         |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1000～   | <p>事業場</p> <p>総括安全衛生管理者</p> <p>衛生委員会</p> <p>衛生管理室</p> <p>衛生管理員</p> <p>衛生管理員 (専任)</p> <p>1,000 : 3人以上</p> <p>1,001～2,000 : 4人以上</p> <p>産業医</p> | <p>事業場</p> <p>総括安全衛生管理者</p> <p>安全委員会<br/>衛生委員会</p> <p>衛生管理員</p> <p>安全管理員</p> <p>衛生管理員</p> <p>衛生管理員</p> <p>300～ 500 : 2人以上</p> <p>501～ 1,000 : 3人以上</p> <p>1,001～2,000 : 4人以上</p> <p>(1,000以上は専任)</p> <p>産業医</p> |
| 300～299 |                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                 |
| 100～299 | <p>事業場</p> <p>衛生委員会</p> <p>衛生管理室</p> <p>衛生管理員</p> <p>衛生管理員</p> <p>201～600 : 2人以上</p> <p>601～999 : 3人以上</p> <p>産業医</p>                         | <p>事業場</p> <p>安全委員会<br/>衛生委員会</p> <p>衛生管理員</p> <p>安全管理員</p> <p>衛生管理員</p> <p>衛生管理員</p> <p>201～299 : 2人以上</p> <p>産業医</p>                                                                                          |
| 50～49   |                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                 |
| 10～49   | <p>事業場</p> <p>衛生管理員</p>                                                                                                                       | <p>事業場</p> <p>安全衛生推進員</p>                                                                                                                                                                                       |
| 1～9     | <p>事業場</p>                                                                                                                                    | <p>事業場</p>                                                                                                                                                                                                      |

「公立学校職員の安全衛生管理ハンドブック」より

2010 年 7 月 27 日

人事委員会 殿

要求者 大里 総一郎 印

地方公務員法第 46 条の規定に基づき、次の通り措置の要求をします。

|                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                  |          |                 |  |
|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|----------|-----------------|--|
| 要<br>求<br>者      | 氏<br>名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | (ふりがな) おおさと そういちろう<br>大里 総一郎                     | 生年<br>月日 | 1952 年 6 月 23 日 |  |
|                  | 住<br>所                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 越谷市東越谷 3-4-15<br>郵便番号 (343-0023) 電話 048-962-5597 |          |                 |  |
|                  | 所<br>属                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 越谷市立弥栄小学校<br>電話 048-976-1588                     | 職        | 教諭              |  |
| 要<br>求<br>事<br>項 | <p>越谷市教育委員会と学校長への要求</p> <p>(1) 労働時間の管理を日常的に行うこと</p> <p>①始業終業時刻をタイムレコーダーなどの客観的方法により把握すること</p> <p>②勤務時間記録簿の作成とその保管をすること</p> <p>根拠・労働基準法 32 条 (8 時間労働)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働安全衛生規則 52 条 2~8 (面接指導で時間管理の義務づけ)</li> <li>・文部科学省通知 2007 年 12 月 6 日、2009 年 4 月 20 日 (時間管理)</li> <li>・労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準について 2001 年 4 月 6 日 (使用者の管理義務)</li> <li>・労働基準法 34 条 (休憩時間)</li> </ul> <p>(2) 残業が日常化している現状を変えるため、過重労働の解消の対策を立てること</p> <p>③小学校の陸上競技大会を廃止すること</p> <p>④指定研修を大幅に縮小し、内容も検討すること</p> <p>⑤作成文書の精選をすること</p> <p>⑥教員の持ち時間を増やす減らすために、教職員を増員すること</p> <p>⑦市としての 30 人学級を実現すること</p> <p>⑧司書教諭の全校配置を速やかに行うこと</p> <p>根拠・過重労働による健康障害防止のための総合対策 2006 年 3 月 17 日 (健康障害防止対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文部科学省通知 2006 年 4 月 (業務の精選)</li> </ul> |                                                  |          |                 |  |

|                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                        | <p>(3) 教職員の安全・健康管理の施策を講ずること</p> <p>⑨産業医の専属の配置をすること</p> <p>⑩市としての教職員カウンセラー制度を設けること</p> <p>根拠・労働安全衛生規則 13 条の 2 (千人以上の事業場の産業医専属)</p> <p>・労働者の心の障害の保持増進のための指針 2006 年 3 月 31 日 (心の健康づくり)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 当 局<br>と 交<br>渉 し<br>た 経<br>過 の<br>概 要 | <p>〈越谷市教育委員会に対して〉</p> <p>①2008 年度から過重労働防止対策の一環として、面接指導が導入され、日常的な時間管理を 08 年 6 月、09 年 6 月に要求してきた。しかし未だに行政の責任で時間管理は行われておらず、曖昧な形で学校長の責任にされている。10 年 3 月の市教と話し合いでは、「検討する」に留まっている。市衛生委員会の執務調査でも平均約 80 時間の残業があるにもかかわらず、面接指導を受ける人が一人もいない。</p> <p>②長時間解消の要求を長年に渡って行ってきた。昨年度は、教育課程が変わるということを理由に、4 つの研究指定校を増やしたり、出張で急なレポートを求めたり、市教委による業務が増えていた。3 月の話し合いでは、「来年度は、研究委嘱は 3 つ増やして、4 つ減らしたり、出張のある時期に集めたり、検討している」と回答としているが、過重な労働を抜本的に解消するにはほど遠い方針だ。</p> <p>業務の見直しや、労働時間管理の文科省通知も出ているが、市教委として学校に伝えるように要求しても、それさえも実施を怠り気味である。そのため学校長が文部科学省の通知を知らない現実がある。</p> <p>〈学校長に対して〉</p> <p>①時間管理については、市教育委員会が通知の主旨を伝えていないこともあり、一概に学校長の責任を言うことはできない。むしろ、学校長としては、勤務時間のことを気にかけている方で、職員への声かけをよく行っている。学校経営方針では、教職員の健康の問題を大きな柱にしている。</p> <p>木曜日の昼休みに行事を入れて、休憩時間について問題を残している。取れない休憩について回答を求めたが、割り振り変更の対象となった。</p> <p>②過重労働の解消について、要求はしても明確な意思表示はない。前年度病死者が出ているが、指定研修を受けたり、行事が増える現状を黙認したりと、改善の兆しが見えない。昨年度までなかった陸上の朝練習が、1 学期から始まっている。</p> |

## 判 定 書

要求者

越谷市立弥栄小学校

教諭 大里 純一郎

埼玉県人事委員会は、平成22年8月9日付けで上記要求者から提出された勤務条件に関する措置の要求について、次のとおり判定する。

### 主 文

1 要求事項1については、次のとおり認める。

(1) 越谷市立弥栄小学校長は、より適切に教育職員の勤務時間を把握し、これを記録・保存する必要がある。

(2) 越谷市教育委員会は、越谷市立弥栄小学校において教育職員の勤務時間がより適切に把握されるよう所要の措置を講じる必要がある。

2 その他の要求事項については、これを認めることができない。

### 2011年9月議会（越谷市議会）

吉田茂教育長の答弁

時間外勤務に関しましては、義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置に関する条例第7条第2項に、勤務時間の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務を命じないものと定めており、臨時又は緊急でやむを得ない場合に限り、非常天災の場合、児童又は生徒の指導に関し、緊急の措置を必要とする場合などをはじめとする4項目に限定され、時間外勤務が認められております。さらに、校長が、職員に通常の勤務時間を越えて勤務を命じる場合には、週休日等の割振り変更によって、校長の事前命令、割振りを行う日を設定したうえで、適切に行っております。教育委員会としまして、校長の割振り勤務が適切に行えるよう機会あるごとに校長会を通して指導しております。

また6月議会でもお答えしましたように、校長会において校長が勤務時間の割振りを行った時間以外での教職員の取り組み時間を把握し、教職員の健康管理のために、自己申告等の方法による取り組み時間の確認を進めるよう本年度は重点的に指導しておりますので、各校でも取り組みが、教職員の健康管理につながるよう教育委員会として支援してまいります。

この他、教職員の健康管理の取り組みとして、労働安全衛生法の趣旨に則り、平成17年度当初に、越谷市立小中学校衛生委員会を設置し、各小中学校におきましても、衛生委員会を設置して教職員の健康管理に努めております。さらに取り組みを充実させ、教員の心と体の健康づくりを進めてまいります。教育委員会といたしましては、各学校において教職員の勤務時間の割振り等が適切に適正に行われるよう引き続き支援してまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

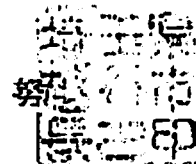


越 人 第 37 号

平成24年4月20日

越谷市教育委員会 様

越谷市長 高 橋



労働安全衛生法第97条の規定による申告に係る意見

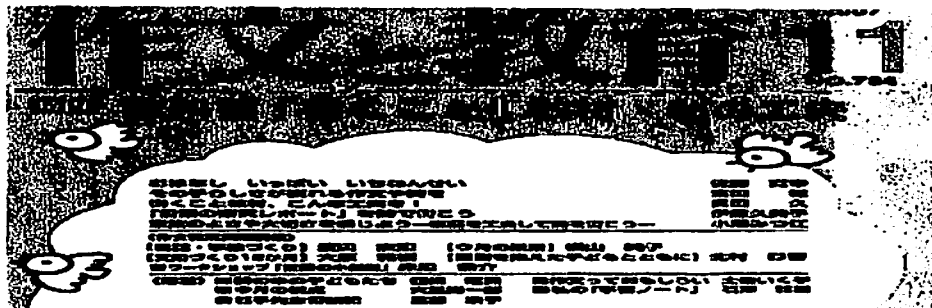
平成23年6月23日付けで越谷市教職員組合執行委員長から申告のあった内容について、調査の結果、申告のうち「長時間勤務に対する医師等の問診の実施」について、より実効性のあるものとするため、これまで以上に教職員に対して面接指導の制度を周知徹底するとともに、所属長が教職員の口頃の勤務状況を把握し、時間外勤務が多い者に対しては、健康配慮の観点からも積極的に面接の実施を促すよう努められたい。

なお、申告のうち「勤務の始業及び終業時刻の客観的方法による記録」及び「過重労働の解消のため、業務の精選を市教委として取り組むこと」については、関係法令の趣旨を踏まえ、教職員の意見を十分聴き入れながら、適切に対応されたい。

○訴訟準備

- ・措置要求不履行による損害賠償請求事件
- ・国家賠償請求
- ・勤務時間の把握方法として、自己申告でなくあくまでタイムレコーダー等客観的方法を要求すること
- ・4月～7月に連続的に同じ要求を出し、対処がない場合に訴訟を考えていく。

(佐々木弁護士の話)

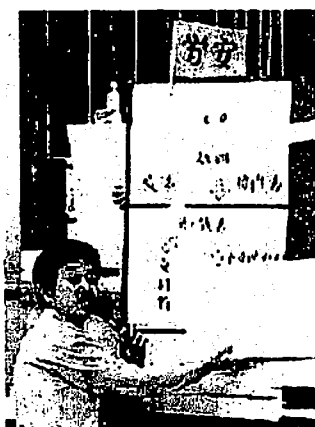


(2007 年「作文と教育」誌)

## 労安で音をたてて変わるもの

越谷・弥栄小・大里総一郎

教組が労安の旗を高く掲げた時、どんな変化があるか。組合の交渉と同時に、衛生委員会等で要求の実現に近づけます。



文科省も労安を言い始めています。①安全衛生体制②時間の管理③面接指導④業務の見直しなど三回にもわたって通知を出しています。このすごい通知は、労安法の改正、世界の労安の流れ（三〇条約）、何よりも深刻な働く人たちの状況が反映しています。市教委や校長の状況は法との間に大きな落差があります。この大きなへだたりに、措置要求の有効性があります。

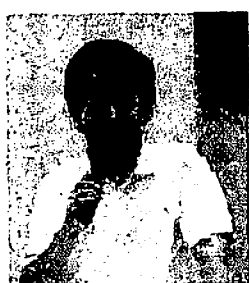
私たちの一歩で、学校の窓を大きく開き、「労安の風」を引き入れていきましょう。今、学校が音を立てて変わろうとしています。

愛読者のホームページURL <http://www.ssa.scho.ne.jp/~shibunshugi/>



## 全ての職場に衛生委員会を

毎月28日、愛読者は、労働安全衛生法に基づき、労働安全衛生委員会を設置し、労働安全衛生の向上を図る。労働安全衛生法に基づき、労働安全衛生委員会を設置し、労働安全衛生の向上を図る。



大里 総一郎

大里さんが労安体制に関わり、労働安全衛生法に基づき、労働安全衛生委員会を設置し、労働安全衛生の向上を図る。労働安全衛生法に基づき、労働安全衛生委員会を設置し、労働安全衛生の向上を図る。

労働安全衛生法に基づき、労働安全衛生委員会を設置し、労働安全衛生の向上を図る。労働安全衛生法に基づき、労働安全衛生委員会を設置し、労働安全衛生の向上を図る。

## 分科会③「労働安全衛生と組合活動のノウハウ」

労働安全衛生法に基づき、労働安全衛生委員会を設置し、労働安全衛生の向上を図る。労働安全衛生法に基づき、労働安全衛生委員会を設置し、労働安全衛生の向上を図る。

平成24年度越谷市立小中学校衛生委員会委員通知書交付式並びに  
第1回越谷市立小中学校衛生委員会 次第

平成24年6月22日(金)  
午後2時～午後4時  
会場：教育委員会室

I 越谷市立小中学校衛生委員会委員通知書交付式

- 1 開 式
- 2 通知書交付
- 3 あいさつ
- 4 閉 式

II 第1回越谷市立小中学校衛生委員会

- 1 開 会  
【資料1】越谷市立小中学校衛生委員会の取り組み
- 2 委員自己紹介  
【資料2】平成24年度 越谷市立小中学校衛生委員会委員名簿
- 3 庶務担当自己紹介
- 4 議 題

(1) 報 告 事 項

- ①平成23年度事業報告について  
【資料3】平成23年度 越谷市立小中学校衛生委員会 事業報告
- ②平成24年度小中学校衛生推進者等研修会について  
【資料4】平成24年度小中学校衛生推進者等研修会
- ③病休・休職者数について

(2) 調査審議事項

- ①学校衛生委員会の開催状況に関する調査結果について  
【資料5】平成23年度 学校衛生委員会の開催状況
- ②平成24年度事業計画(案)について  
【資料6】平成24年度 越谷市立小中学校衛生委員会 事業計画(案)
- ③メンタルヘルスガイドブック(教職員用)の活用について  
【資料5】平成23年度 学校衛生委員会の開催状況
- ④多忙と多忙感の軽減について  
【資料7】子どもたちと向き合い、やりがいを持てる環境づくりについて
- ⑤メンタルヘルスハンドブック(管理職用)について  
【資料8】職場のメンタルヘルスハンドブック[管理職用]

5 そ の 他

- ①教職員メンタルヘルス講演会について  
【資料9】教職員メンタルヘルス講演会

6 閉 会

## 資料6

### できてしまった 学校に労安委員会

#### 1. 予想外、できてしまった！

蒲生南小学校にいたときのことです。

「今提案された委員会を新しくつくるということで、よろしいでしょうか。」司会の先生が、確認しています。

シーンと静まりかえる職員会議の雰囲気の中で、2人の組合員の賛意を表す声が聞こえます。「いいです」「は〜い」。こうして質問もなしに、市内で初めての労安法に基づく委員会が職場にできました。

大部分の教職員にとっては、あまり聞いたこともない「校務」なので、面食らったことでしょう。提案した方だって、あまり法律も分からないまま成立してしまい、どうしようかと驚き迷っていた有り様でした。

#### 2. 何が変わったか

職場を労安法が目で見直すと、大きな変化が現れてきました。

まず、施設面。たとえば、重い運動会の入退場門が、軽いものに変えられたことです。腰が悪い人が意外と多い。今まで、「子どものために」と多少の自己犠牲も美談にされがちな雰囲気も、子どものためにも「自分たちの健康を守ろう」という観点でも見られるようになってきたと思います。その他たくさんの要望が職員から出され、目に見える形で改善されていきました。

健康管理面では、校医による健康相談を開くことができました。これは、それまで市の方で予算化されていたことですが、なかなか意識的にやられていませんでした。

すばらしいなと思ったのは、いろいろな改善に学校長はもとより、いろいろな職員が関わっていることです。次ページにある労働安全だよりを見ても、数人の名前が出てきます。要望を出し、できることは「私がやりましょう」と名乗りを上げてやってくれていることです。

とりわけ用務員さんは、施設改善の先頭に立ってくれていました。更衣室のスノコは、この時の彼の手作りです。休憩室がなかったのですが、用務員室を女子休憩室として提供してくれることになりました。職員用の医薬品も購入してもらいましたが、養護の先生の力によります。

#### 3. 蒲生南小に委員会ができるまで

労安法の重要さは、組合の学習会で知りました。隣の川口市の先生が講師でしたが、朴訥とした感じでお世辞にも上手な話し方とは言えませんでした。しかし、話の中身はすごい。増える雑務、劣悪な健康状態、その中での労安法のもつ意味を切々と訴える内容には、急死した兄貴のことと重なり、私の気持ちを大きく動かすものがありました。

さっそく年度末の校長交渉の項目に入れてみました。だめでもともとでした。今までの体制をつぎつぎと変えるように見える現学校長とは、対立することが多かったからです。校長からは意外な「OK」が出ました。私は、この問題は管理職の先生とも一致してできる問題だなと直感しました。

職員会議までは、提案までの手順を大事にしました。まず企画委員会で説明する機会を持ちました。提案書も簡単にですが、わかりやく法律に基づくことであることを書きました。教務の先生にもしっかりと確認をとって、提案書をあらかじめ印刷して渡しておきました。

#### 4. 無理せず可能なかたちで

学校長からは、その委員会設立に当たって1つだけ条件がありました。「新組織で、これ以上忙しくならないように」ということでした。私たちもそのことを考慮し、労安委員会のメンバーは、低・高学年から1名ずつ、担外から1名と管理職と少人数にしました（用務員さんも入ることもありました）。定例会議も、比較的行事が少ない5月、10月、1月としました。

蒲生南小学校の委員会は、私が異動した後もずっと続けられています。朝の職員集会などで委員会の1話し合った結果を報告すると、拍手が起きるということも感動して聞いていました。

| 生き生きと健康で働き続けるために 労働安全だより 1997年4月21日 |                           |
|-------------------------------------|---------------------------|
| 要 望 事 項                             | 実現しそうなことや今後の見通し           |
| ○職員用医薬品                             | ☞ (A)さんと(B)さんで相談の上決定。     |
| ○カーテンの設置                            | ☞ ない所につける。                |
| ○カーテンクリーニング                         | ☞ 予算面で一遍には無理。低学年から年次計画で。  |
| ○運動会入退場門                            | ☞ (C)さんが取り組んでくれる。         |
| ○外の水槽脇の道                            | ☞ 校長先生の要請で(D)さんがやってくれる予定。 |
| ○職員室用湯沸し                            | ☞ 予算面で無理。                 |
| ○エレベーターの段差                          | ☞ (E)さんが会社の人に要請する。        |
| ○職員室流しのつまり                          | } ☞ 校長先生が要請し、現在修理中。       |
| ○トイレの臭い                             |                           |
| ○職員室コーヒーセット                         | ☞ ???                     |
| ○骨粗しょう症検診                           | ☞ 市に要請                    |
| ○給食ホール脇の段差                          | ☞ 去年、市に頼んである。             |
| ○裏の駐車場の舗装                           | ☞ 市長の方針でだめ。(自然にもどす?)      |
| ○校庭の散水機                             | ☞ もう使える段階か?               |

#### 生き生きと健康で働き続けるために 「安全衛生委員会」 設置 (案)

##### 1. なぜつくるか

「仕事が忙しすぎる」「体の調子が悪い」「ストレスを感じる」そんな状況を改善して働きやすい職場を築き上げることが目的です。

##### 2. 根拠は何か

労働安全衛生法で定められているものです。

「職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な作業環境の形成を促進することを目的とする。」(同法第1条)

##### 3. 何をするとところか

①作業管理 (超過勤務の調整、超過勤務の日常化への警告、休憩時間の確保、年休行使等)

②健康管理 (健康診断、再検査の促進、事後措置、メンタルヘルス、疾病職員への対応、母体保護等)

③作業環境管理 (施設・設備のチェックー照明、カーテン、休憩室、更衣室、職員用医

薬品等)

#### 4. 蒲生南小でやること

●安全衛生委員会の構成メンバー教諭3人(低・高学年、担外から各1名)、  
衛生推進者2人、管理職

●会議 ※緊急会議一必要に応じて

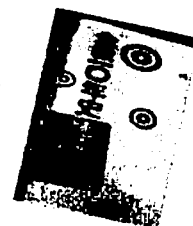
4月・5月・6月(係分担、計画づくり、校内点検) 7月・8月(健康診断の準備、  
校内研修で健康安全問題) 9月・10月(健康診断の結果を受けて、)

11月・12月(健康相談の計画と実施) 1月・2月・3月(まとめと来年度に向けての課題)

(07年全国教研レポートより)

#### 資料

「埼玉県越谷市教組蒲生南小では労安委員会を設置し、職場の施設・設備の見直しで、校医による健康相談や職員用の医薬品など細かい面で職員の健康・安全もふくめて大きな変化をつくり出した。」(全教10年史 157ページ)



面

### 衛生委員会だより 09. 4.

4月当初の衛生委員会で決めたこと報告いたします。

#### ◆今年度の重点

##### 1. 仕事を精選し、時間外労働の削減に努めましょう。

- ・学期末に行事を入れないという案は良かったですね。
- ・割り振り変更簿が始まります。30分単位で取れます。

##### 2. 職員の健康に気をつけ合いましょう。

- ・体の調子が悪い場合は、すぐ休める体制にしましょう。

##### 8. みなさんのご意見を元に働く環境の改善をしていきましょう。

- ・去年のアンケート(裏面)を参考にして、ご意見をお寄せ下さい。

#### ◆係分担

- ・環境改善(〇〇さん) 健康管理(〇〇さん、〇〇さん)
- ・全般(〇〇さん、〇〇さん) 勤務関係(〇〇)

#### ◆年間の予定

|    |               |     |               |
|----|---------------|-----|---------------|
| 4月 | 組織づくり         | 10月 | 過重労働について8日(木) |
| 5月 | 運動会で健康管理7日(木) | 11月 | メンタルヘルス 5日(木) |
| 6月 | アンケート 11日(木)  | 12月 | 健康相談一校医さんと相談  |
| 7月 | 定期健康診断 2日(木)  | 1月  | 職場巡視 14日(木)   |
| 8月 | 校内研修 一日程は後日   | 2月  | まとめ 4日(木)     |
| 9月 | 健康診断結果 10日(木) | 3月  | 来年度にむけて       |

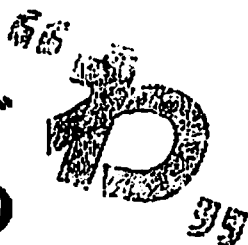
※会議は4:00から短時間で

※割り振り変更簿は、変更内容に制限があります。会議等が時間外になりそうなときは、校長先生に事前に話しておくといいです。

#### 資料 7

事務職員の立場から衛生委員会を活用(次ページ)

# リレーでつなぐ 事務職員の



みんなでつくる学校—仲間・  
子ども達の声とともに—

前任校は3年間の勤務でした。一つの学校に長く勤務することが多かった私にとっては、最短の勤務となりましたが、学校事務職員としてやり甲斐のある素敵な3年間となりました。

まずは予算委員会の立ち上げ。公費予算だけでなく補助金や助成金・PTA会費学校協力費も検討課題としました。公費・私費にかかわらず学校にどんなお金があって、どう使われているのかが見え、結果として保護者負担金を減らすことができました。何のために、どう使うのか？ 当たり前のことですが、みんなで課題を共有し、一つの目的にみんなで向かうということができた予算委員会でした。

開校して40年、古い校舎の給水管は鉄製で、高圧洗浄を繰り返してもすぐに赤水が出てしまいます。教育委員会に予算要望しても、なかなか叶いませんでしたが、地元議員さんのお骨折りもあり、やっと予算がついて改修工事が行われることになりました。予算の都合で全部の給水管を交換することができず、飲み水専用と従来の水道を区別することになりました。私は子ども達から新しい水道の愛称を募集することを提案し、「東っ子クリスタルウォーター」という素敵な名前がつけました。その水道には、イラスト入りのオリジナルプレートが取り付けられました。そのお礼に子ども達からの手紙が教育委員会と地元議員さんに届けられました。手紙を手にしたおとな達の優しい目は今でも忘れられません。

校舎の耐震化工事の際に、開校時そのま



永山 美子

●埼玉県越谷市立  
平方小学校

まの用務員室と給湯室の改修も計画されました。そこに職員の休憩スペースが新しくできることになりました。当時、私は校内衛生委員会の衛生推進者でした。職員からの要望をとりまとめて施工業者への橋渡しをしました。快適な休憩スペースをとの要望をきめ細かに聞いてくださり、次々と要望が実現へと姿を変える図面ができあがっていきました。

と、ここまで進めたところで私は異動となり、後ろ髪引かれる思いでこの職場を後にしました。

翌年10月。「永山さん、みんなの思いが詰まった部屋ができましたよ。是非見に来てください」。前任校の職員からの電話でした。さっそく訪れた部屋は、一年前、慣れない図面とにらめっこしながら作り上げ、みんなの希望が叶った造りの部屋に仕上がっていました。放課後、校庭を眺めるテーブルにお茶を飲み先生方が集まっていました。「この部屋はね、Bルームと名付けたのよ。ブレイクルーム、略してBルームね」。

なんとも嬉しい出来事でした。可愛い子ども達、素敵な仲間に出会えたことに感謝です。

そして、また新しい出会い。まずは仲間づくりと子ども達を知ることから、はじめていこうと思っています。

新任の T さん、1 年目を乗り切る

4/1 O 小に本採用として着任

- ・初日から厚い道徳の資料を渡されてびっくり。
- ・2 年目の人「初任者は早く来て掃除をすることになっている」ショック。

4/ U 小の先生から、T さんの相談にのってあげるように要請あり。

5/13 胃腸炎で休む。「心療内科の紹介をしてください」と連絡。

5/19 1 か月、病休を取る。自律神経失調症。

「ゆっくり休んでチャレンジします」春日部に校長が来て書類にサイン。

6/4 大里、校長にメンタル指針を手渡す。

- ・校長の自宅への電話がストレスに。「窓口を閉じるわけにはいかない」
- ・臨床心理士、「症状悪化させているので、ひかえるよう」校長に電話。

6/15 「少しずつ外の空気が吸えるようになった」

- ・角田委員長、越谷市市教委へ要請

6/16 カウンセラーの立ち会いの元、校長と会う

6/27 「良好な成績でないと『条件付き』が取れないのでは」不安な夜

7/14 あずみの診療所に市教委岡本と教頭が行き、話を聞く

- ・医師「担任を外すように」「8 月半ばまで半日で帰すように」

7/20 角田、大里と会う（帰りに過呼吸になる）

7/27 職場復帰 1 日目

- ・角田、親代わりに付いていく（校長室まで付いていく）

7/28 校長から「少人数指導にする」と。

7/29 校長に T (T さんのことを聞く)、年休 2 時間取りながら出勤

8/3 職員室、少人数に配置換え（ストレッサーと離れる）

9/8 「泣きながら、なんとかやっています。O 小にも衛生委員会が…」

10/9 睡眠薬を飲みすぎる（かなり落ち込む）、異動の希望

10/10 「初任者の長期病休は 1 回まででしょうか」「いざとなったら」

10/17 県本部へ退職金のことを聞きに行く

10/20 県教委等ヒヤリング（県 2 人、市 3 人）、算数の授業を見る

- ・「担任を持って一人前、回復できないなら専念を」

10/27 「3 月で終わりかも」、人事異動希望を提出で悩む

11/23 「高校の仲間で発散した連休。ボーナスまでがんばるぞ」

12/16 県教委ヒヤリング

この頃、校長が病院に行き、主治医の話を聞く

県教組、要望書提出

2/2 休んでいた分の研修を受ける（来週から教育センターへ）

2/26 県教委ヒヤリング（妙に優しかった）

2/22 C 評価をもらい、落ち込む

3/21 新任研の修了

学校に行けなくな  
った。どうしよう。

労安のノウハウ使用。(①まず休もう②メ  
ンタル通知③衛生委員会④事業者責任…)

復帰してやっていけ  
るかしら。不安

ノウハウⅡ①相談活動  
②職務替え③職場体制・

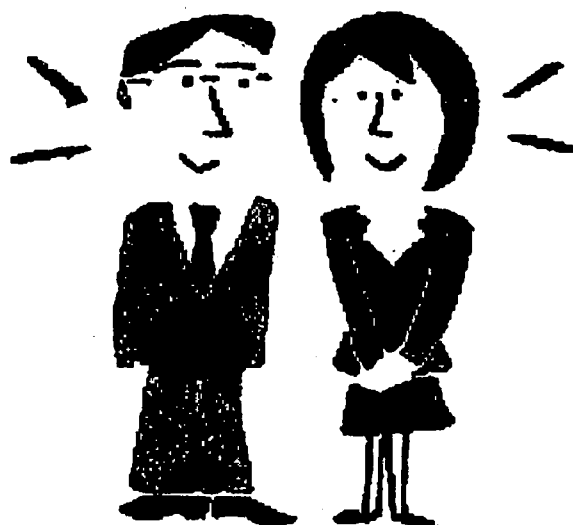
辞めろと言われて  
いるみたい。

組合として県  
に申し入れ

来年度もできそ  
う。ほっと一息。

# 行政措置要求・労働者の申告の手引き

－2011年改定版－



埼教組いのちと健康対策委員会

はじめに

ここ数年休職者の中で精神的疾患が増加の傾向を示しており、埼教組では「いのちと健康をまもる対策委員会」を3年前に設置して、白書、Q&Aを作成しその対策に向けて取り組んできました。その中で、運動の一環として埼玉県人事委員会への措置要求、監督権者への労働者の申告等を提起してきました。しかし、その内容や取り組みの仕方など日常的に行わないためにむづかしい等の声もあり、今回その記入の仕方や取り組み方などをまとめましたので、参考にして下さい。

### 「措置要求」とは！

「措置要求」とはなんでしょう。地方公務員法第48条では次のような規定が定められています。勤務条件に関する措置の要求「職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会又は公平委員会に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができる。」として、勤務条件の改善を要求することが保証されています。そこで、労働安全衛生法の実施に向けて措置要求を行いましょう。措置要求を行えるのは条文にあるように職員とされており、個人で行うようになります。そのために、組合等団体では行うことはできません。

### 「措置要求」は、どこへ提出するの！

措置要求の用紙は、埼玉県人事委員会にあります。また、さいたま市はさいたま市人事委員会にあります。また、資料として、入れておきましたので埼玉県人事委員会へはそのまま使えます。提出先は非費教職員（さいたま市は除く）は、埼玉県人事委員会になります。提出に当たっては、同様の内容であれば一括の審理を要求することもできます。また、民法上委任行為が認められていますので、弁護士や他の職員に委任することもできます。記入は、次のようになります。

| 措 置 要 求 書                                           |                                                                             |             |    | 平成 年 月 日       |         |
|-----------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|-------------|----|----------------|---------|
| 埼玉県人事委員会様                                           |                                                                             |             |    | 措置要求者 氏名 個人名 印 |         |
| 地方公務員法第43条の規定に基づき、次のとおり措置を要求します。                    |                                                                             |             |    |                |         |
| 要<br>求<br>者                                         | 氏名                                                                          | 個人名         | 生年 | 年 月 日          |         |
|                                                     | 住所                                                                          | 住所 郵便番号 ( ) |    | 電話             | 自宅の電話番号 |
|                                                     | 所属                                                                          | A市立B小学校     |    | 職              | 教諭      |
| 要<br>求<br>事<br>項                                    | 労働安全衛生法に基づく下記の諸事項が実施されていないので、A市教育委員会に実施するように勧告していただきたい。<br>1 要求事項<br>2 要求事項 |             |    |                |         |
| 当<br>局<br>と<br>交<br>渉<br>し<br>経<br>過<br>の<br>概<br>要 | A年B月C日に労働安全衛生法の実施に向けて話し合ったが、解決はできなかった。<br>(話し合いがなければ未記入)                    |             |    |                |         |
| 要求の具体的事由                                            |                                                                             |             |    |                |         |
| 参考例を見て記入する                                          |                                                                             |             |    |                |         |

## 記入の仕方（例）

（要求事項欄）前文は例のとおり

### 衛生推進者について

- ・ 労働安全衛生法で定められている衛生推進者が選出されていない（規則第12条の4）
- ・ " 衛生推進者の氏名が掲示されておらず又周知されていない（規則第12条の4）
- ・ " "

### 執務環境について

（規則第12条の4）

- ・ 労働安全衛生法で定められている照度検査が6月に1度行われていない。（規則第605条の2）
- ・ " 害虫の駆除等が行われていない。（規則第619条）
- ・ " 休養室が女子が30人以上いるにもかかわらずもうけられていない。（規則第618条）
- ・ " 便所が男女別にできていない（規則第628条）

### 救急用具について

- ・ 労働安全衛生法で定められている救急用具が備え付けられていない（規則第633条）
- ・ " 救急用具の内容が備えられていない（規則第634条）

### 健康診断

- ・ 労働安全衛生法で定められている健康診断の内容が行われていない（視力、体重、問診、心電図血液検査、）（規則第44条）
- ・ 健康診断が学校以外のところで行われており、そこに行くときの服務が出張になっていない。（規則第44条）
- ・ 健康診断の結果、異常がでているにもかかわらず、2月以内に医師の適当な指示が行われていない。（規則151条の2）
- ・ 健康診断で、人間ドックを行いその結果を提示したが健康診断票に記入されておらず、適切な健康管理が行われていない。（法66条の1）
- ・ 健康診断で異常がでており、勤務時間等適当な措置を行わなければならないにもかかわらずそれらの措置が行われていない（法66条の7）

### VDT労働

- ・ 学校に最近パソコン等が導入されてきているが、安全衛生教育が行われていない。（法59条の2）
- ・ パソコンを1日の中で行う時間が長いがそれに伴う健康診断が行われていない。（VDT労働に関する指針）
- ・ VDT労働に伴う「衛生指針」が教育委員会より示されていない。（"）

### 衛生推進者

- ・ 本校では、職員が50人以下の職場ですが、衛生推進者が選ばれていない。また、選ばれていても氏名等が表示されておらず誰だかわからない。（法12条の2）
- ・ 衛生推進者が管理職であるが、その職務を行っていない。（法12条の2）
- ・ 公務災害が職場で起きたが、再発防止のための措置が執られていない（法12条の2）

### 安全及び衛生に関する意見聴取

- ・ 職員50人以下の職場であるが、今までに安全及び衛生に関する意見聴取が一度も行われたことがない。（規則23条の2）

## 衛生委員会

- ・職員50人以上の職場であるが衛生委員会が設置されていない。また、衛生委員会も開催されていない。(法18条)

## 産業医

- ・職員50人以上の職場であるにもかかわらず、産業医が選任されていない。(規則13条) また、そのために職場巡視、健康診断の結果に基づく健康管理を保持するための措置、健康教育・健康相談など健康の保持増進を図るための措置、衛生教育に関すること、健康障害の原因の調査及び再発防止に関する措置などが行われていない。(規則14条)

などが、行政措置要求の労働安全衛生法に関わる内容として考えられます。

また、今までに行政措置要求を行ったもので、次のような勧告がされています。

### 行政措置要求の取り組んだ内容と勧告例

| 措置要求の内容                                     | 埼玉県人事委員会の勧告                                               |
|---------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| ・定期健康診断における要検診において、医師等からの意見聴取が行われていない。      | ・健康診断結果に係る医師からの意見聴取を第51条に基づき実施すること                        |
| ・学校にOA機器が導入されてきてはいるが、衛生基準・衛生教育が示され行われていない。  | ・VDT作業に関する労働衛生教育をを実施すること                                  |
| ・事務所衛生基準に基づく、気積、採光、照明、温度、湿度等定められた点検が行われていない | ・事務所衛生基準規則に規定する点検項目のうち、6月以内ごとに1回実施されていない項目があるので、これを実施すること |

この他にも、「健康診断において身長、体重、視力の測定が実施されていない」「人間ドックを受診したために、その結果を提出していない。そのために健康診断票に結果が記載されていない」「VDT作業にかかる健康診断が行われていない」「安全及び衛生に係る意見聴取が行われていない」と4点の勧告を要求したが、すでに実施されているということで却下されました。しかし、私たちは恒常的に行われていないということを要求してきたにもかかわらず、1回勧告をするために実施すれば実施していると認定する態度にも問題があります。

## 労働者の申告について

### 労働者の申告とは！

「労働者の申告」という言葉を始めて聞く人もいませんか。労働者の申告とは、労働安全衛生法で定められている諸規定が実施されていない場合に、労働安全衛生法第97条によりその法律の実施を求めて監督権者へ申告できることができる規定です。また、これにより申告した人に解雇その他不利益な取り扱いをしてはいけないことも規定されています。

### 申告は誰ができるの

「労働者の申告」は上記の人事委員会への措置要求と違い、個人、団体で提出することができます。措置要求との違いは、措置要求は自分の職場との関係になるので自分の職場で様々な規定が実施されていない場合には要求が提出できますが、「労働者の申告は」自分の職場では実施されていても市町村内を見たときに、市町村の規定などに不備がある場合なども含めて申告ができます。ですから、組合等で取り組むことに市町村全体に要求が反映できます。以下に形式と参考例をのせますので、活用下さい。また、措置要求の内容も参考にして下さい。

### 参考例

| 申 告 書                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 年 月 日 |
|------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 市町村長 様<br>さいたま市人事委員会 委員長 様   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |       |
| 申告者                          | 所属・職名<br>氏名<br>電話                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |       |
| 労働安全衛生法第97条の規定により、次の通り申告します。 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |       |
| 事業所名                         | 学 校 名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |       |
| 所 在 地                        | 学校所在地                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |       |
| 申告の内容                        | <p>私の学校では労働安全衛生法に基づく諸規定が実施されていないので、第97条の規定により申告を行います。</p> <p>申告事項は下記の通りである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本事業所では、労働安全衛生法第23条に基づく照明の測定など諸規定が実施されていない。</li> <li>2. 労働安全衛生法第59条に基づく安全衛生教育が新規採用者に行われていない。</li> <li>3. 労働安全衛生法第101条に基づく法令の周知が行われていない。</li> <li>4. 規則第633条、第634条に基づく、救急用具が設置されていない。</li> <li>5. 規則第151条の2に基づく2次検診について異常があった場合に2月以内に医師からの意見聴取が行われていない。</li> <li>6. 学校にコンピューターなどOA機器が導入されたにもかかわらず、VDT基準が示されていない。</li> </ol> |       |

# あなたの働き方を考えてみませんか!



## 職場でいのちと健康を守る活動の推進を

教職員の長時間労働が急増し、過労死や精神性疾患があとをたません。私たちのとりくみにより、文科省は教育委員会や校長に対して教職員の労働時間を把握し、長時間労働の解決を図り、長時間労働教職員には医師の面接指導を受けさせるよう通知しました。

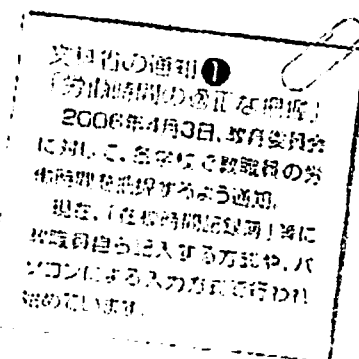
現在、各地で労働時間の把握・管理が行われ始めています。

### ●まずは、働きすぎチェック!

#### あなたの時間外勤務時間

あなたのこの一週間の記録簿に記入してみましょう。

1週間の時間外勤務時間



### ●実施されていない地域では、「実施せよ」の声を

あなたの学校では、「労働時間の適正な把握」「医師による面接指導」が実施されていますか? 全国的には、総務府と教育委員会では多くで実施され、計画していた市町村教育委員会でも実施され始めている。実施されていない学校では教育委員会や学校長に文科省の通知を示して実施するよう要請しましょう。



#### 問われる管理職の安全配慮義務違反 —— 大阪高裁が断罪

2009年10月1日に大阪高裁は京都市内の教員らが「予定量を超えた残業」を求めた裁判で、京都市と管理職が、教員らの時間外勤務が極めて長時間に及んでいたことを「認識・承知であったのに、必要改善措置等を取っていない」として、安全配慮義務違反と断罪しました。そして、損害賠償を認め、66万円の慰謝料を支払うよう命じました。

### ●分会の方針にいのちと健康を守る活動方針を掲げて

## 教職員が50人未満の学校では…

### ①衛生委員会の設置をすすめましょう!

すべての学校に衛生委員会を設置しましょう。法的には義務づけられていませんが、教職員のいのちと健康を守る活動を推進するために、50人未満の学校にも衛生委員会を設置して、全教職員でとりくむことが必要となっています。

すでに、すべての学校に衛生委員会を設置した市区が生まれています。また、市全体で安全衛生委員会を設置し、安全衛生活動をすすめているところもあります。

### ②あなたも衛生推進者になって…

労安法により教職員50人未満の学校には衛生推進者を配置することが定められています(労安法第12条2項)。

文科省の発表では、衛生推進者の配置が必要な学校のうち、84.9%に配置されています。しかし、教頭等が書類上だけで位置づけられ、実際は機能していない学校が多く見られます。どう活性化させるかが課題です。職場で1人の組合員からできる活動が安全衛生活動です。積極的に組合員が衛生推進者になり、教職員の総意にそった活動をすすめましょう

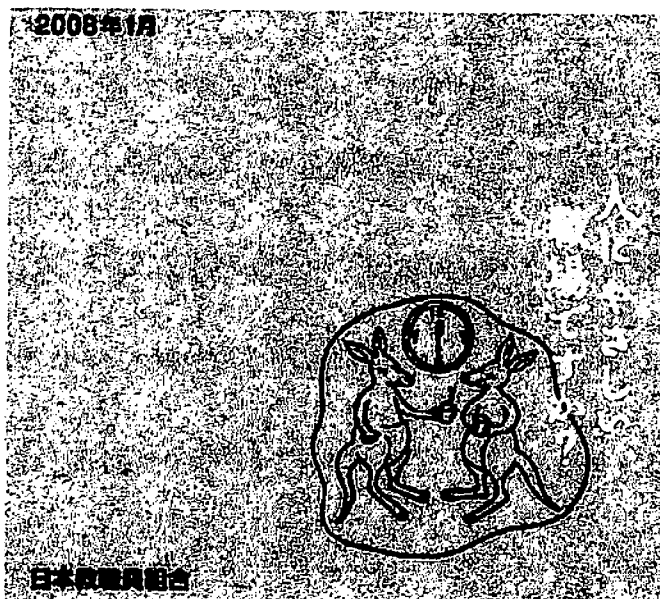
★全教

発行 全日本教職員組合(全教)

〒102-0084 千代田区二番町12-1 全国教育文化会館3F TEL 03(5211)0123

## 労働安全衛生確立のための手引き

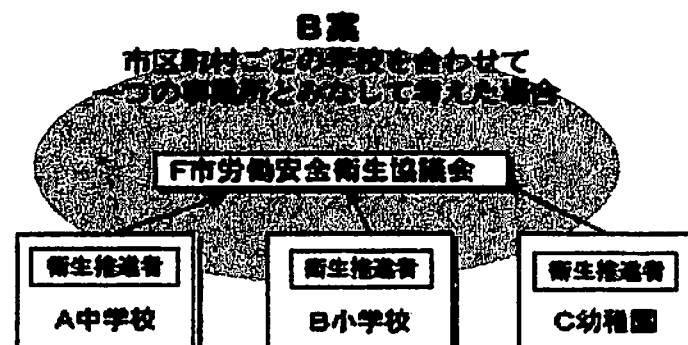
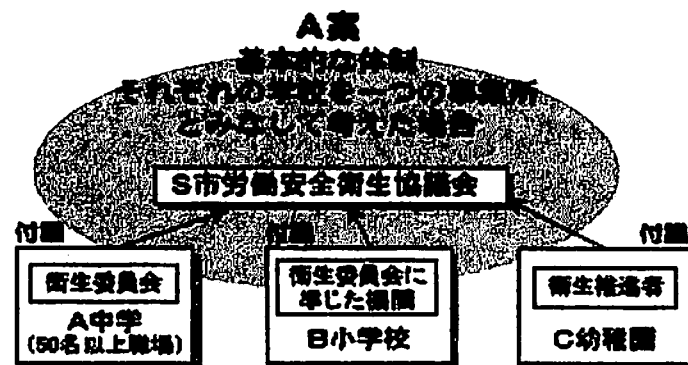
職場チェック用



# 安全衛生活動

○安全衛生委員会（衛生委員会）を設置していますか。

<日教組が提案する市町村における体制の具体的イメージ>



## 説 明

労働安全衛生法では安全委員会、衛生委員会の設置を義務づけています。安全委員会は規模と業種により、衛生委員会は業種を問わず50人以上の労働者を雇用している場合に設置が義務づけられています。両委員会を設けなければならないときは、安全衛生委員会でそれらの役割を果たすことができるとしています。

日教組では、50人未満の学校においても、地区や市町村などをつくる労働安全衛生協議会のもとに、衛生委員会（安全衛生委員会）を設置することとしています。

安全衛生委員会（衛生委員会）の委員の構成は、委員長以外、労使同数が原則です。労働災害・業務上疾病予防対策の万全を期し、発生に際しては学校長（管理者）に十分な措置を取らせ、必要な諸施策を行えるよう調査・審議します。

小中学校の4パターンの労働安全衛生体制、\*50人以上の職場に適用:

|    | 1なし                         | 2学校衛生委員会                                                                               | 3総括衛生委員会             | 4衛生委員会                |
|----|-----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|-----------------------|
| 98 |                             |                                                                                        | 川口市                  |                       |
| 99 | 津南町                         |                                                                                        | 習志野市                 |                       |
| 00 |                             | 今別町                                                                                    | 豊明市                  | 瀬戸市                   |
| 01 |                             | 給良町*、中種子町                                                                              | 相生市、飯山市              |                       |
| 02 | 東彼杵町、熊ヶ崎町                   | 阿久根市*、岡崎市                                                                              | 赤穂市、足立区*             | 京都府                   |
| 03 |                             | 上郡町                                                                                    | 口田市、伊勢原市             | 加古川市、松橋市、千曲市          |
| 04 | 宮崎市、刈馬市、御前崎市                | 安芸高田市、白馬村、豊摩川内市                                                                        | 養父市                  | 稲巻町、宝塚市               |
| 05 | つがる市、取手市、柳川市、曾於市、長和町        | 十和田市*、七戸町、総社市*、湧水町、春日井市*、豊岡市、日蓮市、小松市、山口市、南さつま市、霧島市                                     | 京丹後市、豊後大野市、竹田市、北上市   | 臼杵市、越谷市、豊後高田市、朝来市、三木市 |
| 06 | 宮若市、勝上町、南あわじ市、北名古屋市         | 小林市、指宿市、出雲市、可児市*、佐野市*                                                                  | 吹上町、瑞穂市              | 佐伯市、川西市、由布市、草加市       |
| 07 | 会津若松市                       | 古賀市、上尾市*、磐田市                                                                           | 葛飾区、衆山市、城陽市、長岡市、北中城村 | 堺市                    |
| 08 | 安芸市、紀宝町、多摩市、和気町、塩竈市、耳理町、岩沼市 | 高根沢町*、栗原市*、雫浜町、新見町*、森町、塩谷町*、戸田市*、高梁市*、猪名川町、柏屋町、百富町、酒田市、新宮町、村上市、小城市、みやき町、妙高市、伊万里市*、古河市* | 国東市、武豊町              | 伊勢市、伊丹市、苅崎町、佐賀市、小都市   |
| 09 |                             | 瀬戸内市*、武雄市、和光市、多久市*、大垣市、清瀬市、糸市*                                                         | 江東区                  | 鹿兒島市、有田町              |

※以上は、ヤフーの「学校教職員」や「労働安全法」で検索した結果を、安全衛生規程がある自治体だけ表にしたものです。(10年8月15日現在)

※該当の自治体で、この表の間違いや実態とのずれがありましたら、お知らせいただけるとありがたいです。

※上の125例の他、各自治体職員の規程をそのまま教職員に当てはめている新座市や板橋区などの体制も考えられます。

# 職場の安全衛生ハンドブック

〈第1集〉



越教組

労安法を進める会

## 6 担当者の仕事とは

### (1)健康異常の発見

#### ◇日常的な健康観察

- ・目視による

「いつもより顔色が悪いけど、どうしたのかな？」

- ・声をかけて

「元気？」「風邪治ったの？」

- ・衛生委員会でも話題にして

「6年生の先生方は、この頃どうでしょうか？」

#### ◇忙しい時期の健康への配慮

- ・年休が取りづらい時こそ「休んだ方がいいよ」の助言
- ・管理職にも職会でひとこと呼びかけてもらう

#### ◇健康診断後の措置

- ・二次検診の必要性の啓発

再検査の結果の聞き取りまで義務免扱い

- ・管理職による健康異常のチェック

#### ◇職場復帰の人への配慮

- ・本人からの要望がある時は、バックアップも可
- ・管理職から配慮する点を言ってもらう

### (2)作業環境の調査

#### ◇アンケートによる

- ・職員の声を聞きながら

#### ◇職場巡視による

- ・日番等で廻った時に気づいたことをメモ
- ・衛生委員会メンバーでの職場巡視も

#### ◇環境測定

- ・照度検査、薬剤師による調査の活用

### (3)施設の整備

#### ◇予算化の要望

- ・職員からのアンケートによる

#### ◇休憩室

- ・整備や整理

#### (4) 救急用具の整備

##### ◇救急箱

- ・市職員との確認
- ・医薬品の補充要望

#### (5) 衛生教育、健康診断

##### ◇衛生教育

- ・校内研修で  
校医の健康講話、市教委担当者を呼ぶ、ビデオ等
- ・衛生委員会の報告をレジメで
- ・衛生推進者の会議報告

##### ◇健康診断の実務

- ・日程等のお知らせ
- ・結果の通知
- ・実施後の反省点の反映
- ・二次検診の啓発

##### ◇健康相談

- ・学校医へ連絡し、日程を取る
- ・職員の相談計画



#### (6) 負傷・疾病の統計

##### ◇怪我の記録

- ・主な怪我、ひやり、ハット体験等をメモしておく

- ・衛生委員会での分析

#### (7) 衛生日誌の記録

##### ◇ノートを用意する

- ・衛生委員会の記録をとる
- ・3年間保存の義務づけ

#### (8) その他

##### ◇勤務時間の把握

- ・恒常的な時間記録
- ・割振り変更簿の使用状況

##### ◇衛生委員会の開催

- ・定例化することが鍵
- ・年間計画の中に組み入れること

##### ◇衛生委員会で方針を持つ

- ・簡単でも年度初めに方針を作る
- ・年度終わりに総括をし、積み上げていくこと

##### 困ったときは電話を

市教委・学校保健課—048 (963) 9294

大里宅—048 (962) 5597

埼教組—0488 (24) 2511

東京社会医学研究センター—03 (5976) 2989

## 2学年1学期の勤務時間の割り振り変更

|   | 日時    | 曜日 | 内容     | 終了時間 | 割り振り時間 |
|---|-------|----|--------|------|--------|
| 1 | 4月20日 | 金  | ②学年会   | 6:15 | 1.5    |
| 2 | 5月1日  | 火  | ③生徒指導  | 7:45 | 3      |
| 3 | 5月7日  | 月  | ①職員会議  | 5:20 | 0.5    |
| 4 | 5月9日  | 木  | ②学年会   | 8:15 | 3.5    |
| 5 | 5月17日 | 木  | ②学年会   | 6:45 | 2      |
| 6 | 5月23日 | 水  | ⑤自然教室  |      | 5.5    |
| 7 | 5月24日 | 木  | ⑤自然教室  |      | 6.5    |
| 8 | 5月25日 | 金  | ⑤自然教室  |      | 2.5    |
| 9 | 6月9日  | 土  | ⑤体育祭準備 | 朝45分 | 1      |
|   | 合計    |    |        |      | 26     |

|  |       |   |      |  |       |
|--|-------|---|------|--|-------|
|  | 6月13日 | 水 | ⑤体育祭 |  | 3～4時間 |
|--|-------|---|------|--|-------|

※公式には、7時30分出勤で午後6時終了でしたが、校長先生は3時間又は4時間の調整とおしゃってくださいました。体育科の先生などで、雨天判定のため早朝出勤された先生は個別に聞いてください。

## 休日、時間外の活動

|   |           |    |        |  |     |
|---|-----------|----|--------|--|-----|
| 1 | 5月27日     | 日  | ⑤いなほの会 |  | 4時間 |
| 2 | 7月11日     | 金  | ⑤地区懇談会 |  | 4時間 |
| 3 | 7月28, 29日 | 土日 | ③大相模祭り |  | 4時間 |

※原則は16週以内で、割り振り変更を取ることになっています。全部は取りきれないと思いますが、参考にしてください